

人が輝き、自然がほほえむ元気都市 “すくも”



宿毛市振興計画

- 基本計画 -

平成28年



宿毛市は、四国西南地域において魅力ある自治体として発展していくため、平成23年に「宿毛市振興計画」（平成23～32年度）を策定し、「人が輝き、自然がほほえむ元気都市 "すくも"」の実現に向け、宿毛市の特性を生かした地域活性化や市民が安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備などに取り組んで参りました。

しかしながら、少子・高齢化や社会的要因などによる人口減少や景気低迷による厳しい財政状況、自然災害など、自治体を取り巻く状況は大きく変化しており、様々な分野において転換期を迎え、迅速かつ着実な対応が求められています。

地方創生が叫ばれ、全国の自治体が地域の特色を生かした街づくりに生き残りをかけて取り組んでいる中、本市においても、これまでの実績や新たな課題等を踏まえ、新たな5か年計画（平成28～32年度）として「宿毛市振興計画（基本計画）」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、市民の皆様とともに持続可能で活力に満ちた宿毛市づくりを目指して参ります。

結びに、本計画の作成にあたり、ご尽力賜りました宿毛市政策審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成28年4月

宿毛市長 中 平 富 宏

基本計画（平成28～32年度）

目 次

教育

学校教育	1
青少年の健全育成	5

人権

人権教育・啓発	7
男女共同参画社会	9

いきがい

生涯学習	11
生涯スポーツ	13

文化

芸術・文化活動	15
---------	----

歴史・伝統

歴史・伝統の継承	17
----------	----

所得向上・雇用創出

農業振興	19
林業振興	23
水産業振興	27
商工業振興	31
観光振興	37

健康づくり

保健	41
介護保険	43
医療	47
国民健康保険・後期高齢者医療	49

福祉

児童福祉	51
ひとり親家庭福祉	53
障害者福祉	55
地域福祉	57
高齢者福祉	59

コミュニティ

コミュニティ形成・移住促進	61
---------------	----

環境保全

地球温暖化対策	63
し尿処理対策	65
ごみ処理対策	67
環境・景観保全	69

安全・安心

防災対策	71
治水対策	75
交通安全対策	77
防犯対策・消費者生活	79

社会資本・生活基盤整備

土地利用・都市計画	81
住宅環境	85
道路	87
港湾	89
公共交通	91
上水道	95
下水道	97
情報通信基盤	101
公共施設	105

行政手法

市民参加・広報	107
行財政運営	109
広域行政・関係機関連携	113

資料

宿毛市振興計画（基本計画）策定の経過	115
宿毛市政策審議会委員	115

学校教育

現況と課題

本市の児童・生徒数は下表のとおりであり、全ての小中学校において減少していて、複式学級が小学校で3学級あります。

また、津波浸水が予測される地域にある学校もあることから、平成25年度に見直しを行った「宿毛市立小中学校再編計画」に基づき、学校の再配置を含めた教育環境の整備を図る必要があります。

学校教育については平成23年度に学校現場に直接影響を及ぼす学習指導要領が改定されました。その中では、教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することなどが基本的な考え方とされています。また、平成25年度には国の第2期教育振興基本計画が策定され、「社会を生き抜く力の養成」など4つの基本的方向性が示されています。

これを踏まえ本市においても、平成27年3月に「宿毛市学校教育振興基本計画」を定め、子どもたちの「生きる力」を育むための確かな学力の保障と豊かな人間性を身に付けた、健康でたくましい人づくりを目指して取り組みます。

本市の現状において、学力については小学校4年生から中学校3年生までの学力定着状況を、教育委員会で実施する到達度把握調査、高知県学力定着状況調査、全国学力・学習状況調査を実施し、「生きる力」を育むための学力として、思考力・判断力・表現力等を活用する能力に課題があることを把握してその改善に努めています。その他にも日々の学校生活や道徳の授業を通して、子どもたちの道徳的実践能力を高めていくことや、不登校にならないための取り組み、健康的な生活習慣や体育の授業などによる健康の保持増進と体力の向上など様々なことが求められています。

宿毛市の学校数・生徒数の推移

区分 \ 年次		平成17年	平成22年	平成27年
小学校	学校数	12校	10校	9校
	児童・生徒数	1,470人	1,144人	994人
中学校	学校数	7校	6校	6校
	児童・生徒数	672人	667人	484人
合 計	学校数	19校	16校	15校
	児童・生徒数	2,142人	1,811人	1,478人

※各年とも5月1日現在、休校中(中学校1校)含む

基本方針

「21世紀を心豊かに生き抜くことのできる子どもの育成」を基本として、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことを目指して、学習指導要領に基づいた教育課程の指導を徹底することはもとより、特に知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の基本となる確かな学力の保障と豊かな人間性の向上に向け、さらに「命」を大切にする学校教育の充実に取り組みます。

計 画

①キャリア教育の推進

子どもたちが学ぶ意欲を高め、自ら生きる力と郷土についての理解と愛情を高めるため、地域社会と連携したキャリア教育を推進します。

②基礎学力の定着と学力の向上

学校における課題を分析するとともに、課題解決に向けた具体的な取り組みを協議し実行します。

③教職員の資質、指導力の向上

教育研究所を中心として教科研修の充実を図り、授業改善、指導力の向上に努めます。

④不登校、いじめ問題、児童虐待等の早期解決

関係機関と連携を密にする中で、よりきめ細かな取り組みを推進します。

⑤豊かな心を育む道徳教育の推進

道徳教育の充実を図り、身に付けておかなければならない規範意識や道徳心の育成に努めます。

⑥人権教育の推進

自分や他の人の人権を大切にしようとする心や態度を育成するために、人権に関する知識や人権感覚を養うことに努めます。

⑦防災教育の推進

来たるべき東南海・南海地震に備えた防災教育、避難訓練を実施し、児童・生徒、教職員の防災意識の高揚を図ります。

⑧学校・家庭・地域の連携強化

開かれた学校づくり推進委員会、学校通信やホームページ等を活用して積極的に情報発信を行い、地域ぐるみで子どもの教育を考え、支えていく環境づくりに努めます。

⑨体力の向上

生活習慣や運動習慣の確立に向けた取り組みを行い、子どもたちの体力・運動能力の向上に努めます。

目標値

- 全国学力・学習状況調査において、小学校は全国平均より3ポイント上、中学生は全国平均を目指す。
- 全欠不登校児ゼロを目指す。
- いじめゼロの継続を目指す。
- 児童生徒全員が将来について考える力をつけ、中学校卒業後、希望に添った進路選択ができる。
- 児童生徒全員が正しい規範意識を持つ。
- 全国体力運動能力・運動習慣等調査の結果を全国水準にする。
- 早ね、早おき、朝ごはんの生活習慣を確立する。

※いずれも具体的な数値は公表不可。

〔具体的事業・施策〕 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 英語指導助手配置事業【①、②、③】
- 到達度把握・授業評価システム推進事業【②】
- コミュニティスクール推進事業【⑧】
- 放課後等における学習支援事業【②】
- 不登校・学校生活改善支援事業【④】
- エキスパート派遣事業【①】
- スクールソーシャルワーカー活用事業【④】
- スクールカウンセラー派遣事業【④】
- 公立学校施設環境改善交付金事業
- 実践的防災教育推進事業【⑦】
- 学校支援地域本部事業【⑧】

〔関連計画名（国・県・市）〕

- 宿毛市学校教育振興基本計画
- 宿毛市立小中学校再編計画
- 宿毛市いじめ防止基本方針



青少年の健全育成

現況と課題

今日の青少年を取り巻く社会環境は、生活水準の向上や物質的な豊かさがもたらされた反面、地域のつながりの希薄化、価値観の変化、家庭形態の変容、高度情報化など、めまぐるしい変化の中で、青少年の成長過程に様々な影響が及んでいます。

このような社会状況の中で、次の時代の担い手となり、未来をつくり支えていく青少年は社会のかけがいのない一員であり、心身ともにたくましく健やかな成長を促すため、市民総ぐるみによる青少年の健全育成に努める必要があります。

宿毛署管内 不良行為少年 補導状況

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学生	0	0	0	0	2
中学生	27	35	14	22	8
高校生	167	198	98	46	42
各種学校生	0	7	2	4	3
有職少年	9	24	24	20	18
無職少年	14	24	36	20	16
総 数	217	288	174	112	89

宿毛市における非行少年等 検挙・補導状況

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
犯罪少年	19	18	9	1	2
触法少年	12	1	2	1	1
特別法犯少年	0	0	0	0	2
ぐ犯・不良行為少年	152	216	140	87	76
総 数	183	235	151	89	81

※ 犯罪少年…14歳以上20歳未満で罪を犯した少年

※ 触法少年…14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

※ 特別法犯少年…刑法等に規定する罪以外の罪(覚醒剤取締法や青少年保護育成条例等の特別法に規定する罪)を犯した犯罪少年

※ ぐ犯・不良行為少年…喫煙、深夜徘徊等の理由で補導された少年

基本方針

次世代の本市を支える人材をはぐくむため、青少年一人ひとりを大切に、地域、学校、家庭などが協力して、環境整備や様々な人々と交流し、研鑽を積む機会を充実させ、地域住民総ぐるみの健全育成、非行防止活動を推進します。

計 画

①関係機関との連携強化

青少年の非行防止のため、早期発見、早期指導を目的として関係機関と連携を強化します。

②家庭・地域との連携と環境整備の充実

家庭の教育力や疎遠になりつつある地域のつながりなどの向上と、子どもたちの安全な居場所づくりを図ります。

③社会参加の機会の充実

清掃活動やスポーツ・文化展、キャンプや親子交流事業などを行い、自然環境の大切さとボランティア精神を養うとともに、世代間交流を図りながら社会参加の促進を図ります。

【具体的事業・施策】 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 宿毛市家庭教育支援基盤形成事業【②】
- 宿毛市放課後子ども教室推進事業【②】
- 宿毛市放課後児童クラブ推進事業【②】



人権教育・啓発

現況と課題

本市においては、平成6年に「人権擁護都市宣言」決議や平成11年の「宿毛市人権尊重の社会づくり条例」制定、平成12年の「人権教育のための国連10年宿毛市行動計画」の策定、平成16年同行動計画の終了に伴い、進捗状況及び現状と課題の総点検の結果や、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律などにに基づき、平成18年に「人権施策に関する宿毛市総合計画」を策定しており、これに基づき、市民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深め、人権が尊重される社会をつくるため、あらゆる人権問題の解消に向けた人権教育・啓発の推進に取り組んできました。

しかし、依然として、多くの人権問題が存在しており、引き続き課題解消に向けた教育、啓発並びに人権侵害への適切な対応が求められています。

今後、市民意識調査等を行い、その調査結果を基に計画の改定を行う必要があります。

一人権問題の例ー

○同和問題 ○女性 ○高齢者 ○子ども ○障害者 ○外国人 ○HIV感染者
○犯罪被害者等 ○インターネットによる人権侵害 ○災害と人権など
(差別、虐待、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、
ストーカー、パワー・ハラスメント、インターネットや携帯電話による人権侵害 等)

基本方針

一人ひとりの人権が尊重され、全市民が人権問題について正しい認識と理解を深め、実践と行動による差別のない社会づくりを目指して、様々な機会を通じて人権教育や啓発活動を推進します。

計 画

①教育・啓発活動の推進

基本的人権に関わる問題に対する正しい認識と理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。

②職場、家庭、地域での教育の推進

各関係機関と連携し、人権教育推進組織などを育成し、職場、家庭、地域への人権教育を推進します。

③「人権週間」などにおける啓発活動の推進

「部落差別をなくする運動強調旬間」や「人権週間」を中心に、人権擁護団体や人権教育推進団体と連携を図り、啓発活動を推進します。

④指導者の育成

人権教育・啓発を推進する指導者の育成を図ります。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 「部落差別をなくする運動強調旬間」における啓発事業【全般】
- 「人権週間」における啓発事業【全般】
- 隣保館地域交流事業及びデイサービス事業【全般】
- 人権啓発講演会【全般】
- 人権教育推進講座【全般】

[関連計画名（国・県・市）]

- 人権教育・啓発に関する基本計画（法務省、平成14年3月策定）
- 高知県人権施策基本方針（平成26年3月改訂）
- 人権施策に関する宿毛市総合計画（平成18年3月策定）



男女共同参画社会

現況と課題

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画への取り組みにより、一定の成果が見られるものの、家庭や職場、地域においては、まだまだ性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が残されており、そのことが様々な男女差別を生み出す一つの要因になっています。

家庭や職場などにおける、性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）や女性への暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）などの問題も、男女が共同して社会に参画する大きな妨げとなっています。男女それぞれのよさを生かし、お互いの役割を尊重し合える社会をつくることが大切です。

今後も、男女の別なく、人権が保障され、いろいろな分野へ共に参画していくためには、家庭や職場、地域において、日常生活の矛盾点や慣行について考え、意識と行動を変えることが重要であり、男女共同参画についての教育・啓発の充実が必要となっています。

基本方針

男女の人権が平等に尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現のため、「すくも男女共同参画プラン」に基づき教育・啓発活動に努めます。



計 画

①普及・啓発活動の推進

一人の人間としてお互いを尊重し、お互いの個性を認め合うことができるよう、また、社会制度や慣行による従来の役割分担意識を見直すため、広報紙や講演会を通じて男女共同参画社会実現の普及・啓発に努めます。

②DV、ハラスメント防止のための情報提供の充実

DV など女性に対する暴力やセクハラ、パワハラ等の行為の防止などについて、関係機関と連携を図りながら情報提供に努めます。

③女性の積極的な社会参画の推進

政策の方針や立案及び決定の場への女性の地位向上のための啓発を推進します。

④子育て支援体制等の啓発の充実

子育て、介護支援体制などの啓発に努めます。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 講演会開催【全般】
- 広報紙等を通じた情報提供【全般】

[関連計画名（国・県・市）]

- 男女共同参画基本計画(第3次＝内閣府、平成22年12月閣議決定)
- こうち男女共同参画プラン（高知県、平成23年3月改訂）
- すくも男女共同参画プラン（平成16年3月作成）

生涯学習

現況と課題

生涯学習は、生涯にわたり学び続けることを通じて、豊かな人間性を育み、新しい知識や能力を市民が主体的に自らのものとすることを目指し、学習機会を提供してきましたが、少子高齢化、国際化、高度情報化などの社会情勢を背景に市民の価値観やライフスタイルが変化しており、多様なニーズに対応した総合的な学習機会の充実が求められています。

また、これまで培ってきた地域のつながりも希薄化傾向がみられるとともに、核家族化など家族形態の変化もあり、家庭や地域の教育力の低下も指摘されています。

このような課題を解決し、生きがいと潤いのある人生を過ごすため、宿毛文教センターを拠点に子どもから高齢者までより多くの地域住民が気軽に集える機会を提供するとともに、自発的に学習できる機会の充実を図りながら生涯学習の推進に取り組む必要があります。

社会教育施設利用者一覧表

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中央公民館	60,265	60,949	75,626	82,987	57,024
坂本図書館	101,384	94,092	83,224	83,770	87,727
宿毛歴史館	1,821	1,675	1,871	1,648	3,104

公民館サークル数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サークル数	43	41	42	41	39

基本方針

市民の自主的な学習を支援し、多様化する学習ニーズに的確に対応するため、宿毛文教センターなどを活用するとともに、自然や歴史的資産を生かした学習機会の充実や学習情報の提供、学習リーダーの養成などを通じた環境整備を推進します。

また、広報紙やホームページ等を積極的に活用して情報提供を行い、市民の参加を促進するよう努めます。

計 画

①生涯学習のまちづくりの推進

市民や関係団体に生涯学習の重要性を広く周知するとともに、ニーズに合った学習機会の提供に努めながら、生涯学習の充実したまちづくりに取り組みます。

②学習リーダーの養成及び自発的な学習機会の充実

生涯学習をより効果的に推進するために学習リーダーの養成を図るとともに、自発的な学習機会の充実を図ります。

③図書館サービスの拡充

他の図書館との連携などによりサービス網の確立を図ります。

【具体的事業・施策】 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 社会教育審議会委員等研修【②】
- 公民館サークル活動などの支援【①】
- 子どもフェスティバル【①】
- えいご塾「日新館」事業【①】
- ブックスタート【①】

（7か月の乳児と保護者を対象として、乳児健診時に絵本の読み聞かせを行っています。）

【関連計画名（国・県・市）】

- 幡多地域定住自立圏共生ビジョン（平成 27～31 年度）
- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業（平成 27～31 年度）



生涯スポーツ

現況と課題

本市においては、宿毛市総合運動公園を中心とした各種スポーツ施設の整備充実を図るとともに、各種競技団体やスポーツ推進委員、宿毛市体育協会など関係団体と連携し、スポーツを通じて市民の健康維持や体力増進、青少年の健全育成に取り組んでいます。また、平成25年度にはスポーツ合宿に対し、また、平成26年度にはスポーツ大会開催に対して補助金を創設し、市外及び県外からスポーツ大会やスポーツ合宿を積極的に誘致することで、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域振興にも取り組んでいます。

一方、東京オリンピックの開催が決定し、全国的にもスポーツに対する関心が高まる中、各競技とも設備に対するニーズの多様化や少子高齢化や新スポーツの普及等により新たな環境整備や指導者の育成といった新たな課題も生まれています。

東京オリンピック開催決定に伴い、日本国内でオリンピック参加者による事前合宿が行われることが予想され、本市においても可能な限り合宿誘致の活動に取り組む必要があります。

ー主な定期スポーツイベントー

○宿毛マラソン(平成27年～、4月開催)

(参加者数:平成27年度 685人)

○宿毛花へんろウォーク(平成21年～、12月開催)

(参加者数:平成25年度 155人、平成26年度 147人)

○早春健全育成ジュニア駅伝大会(平成18年～、2月開催)

(参加チーム数:平成25年度 40チーム、平成26年度 41チーム)

○県民スポーツフェスティバル(県主催、各種スポーツ大会への参加)

(毎年約11種目に約100名出場、7月～11月開催)

基本方針

子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、いつでも、どこでも、気軽にスポーツが楽しめる環境を整備するとともに、市民の皆さんがスポーツを通じて健康の維持・増進に努め、健康で明るく活力に満ちた市民生活を実現できるよう取り組みます。

また、各種スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致を促進し、スポーツを通じた交流人口の拡大を図り、競技力の向上や地域の活性化を図ります。

計 画

①各種施設の利活用促進

宿毛市総合運動公園などの各種施設を核とし、生涯スポーツの振興を図ります。

②関係団体への支援とスポーツ人口の拡大

総合型地域スポーツクラブ「スポレクすくも」、「NPO法人宿毛市体育協会」の支援を通じて、スポーツ人口の拡大、選手の育成を図ります。

③スポーツ指導者の人材確保と育成

スポーツ指導者の人材を確保するため、研修会や実技指導講習を行い、人材育成に努めます。

④地域・学校との連携

地域と学校が連携した地域スポーツの推進を図ります。

⑤スポーツ関連情報の提供

市民のニーズに応じた的確なスポーツ関連情報の提供を行います。

⑥スポーツ大会やスポーツ合宿誘致の促進

各種スポーツ施設を活用したスポーツ大会やスポーツ合宿の誘致を促進します。

目 標 値

宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略において設定したKPI（重要業績評価指標）の達成度合いを検証する。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 宿毛マラソン実行委員会補助事業【①、⑥】
- 宿毛花へんろウォーク等の開催【①】
- 市長杯各種大会開催【①】
（毎年、サッカー、野球、レスリングをはじめとするスポーツ大会を実施）
- スポーツ大会等開催支援事業【①、⑥】
- スポーツ合宿等推進事業【⑥】
- 頑張る選手応援隊【⑥】
- レスリング競技を活用した交流人口拡大事業【①、⑥】
- NPO法人宿毛市体育協会補助事業【②】

[関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業（平成27～31年度）

芸術・文化活動

現況と課題

市民自ら行う芸術・文化活動を支援するため、宿毛文教センターを中心に宿毛市文化協会などの関係諸団体と連携を図りながら、芸術・文化事業に対して、さらに多くの市民の参加を目指した取り組みが必要となっています。

また、展覧会や音楽演奏会等の開催により、優れた芸術や文化に接することができる機会をより多く提供するため、近隣市町村との共同開催など広域的な取り組みも必要です。

ー主な定期イベントー

宿毛市美術展覧会(昭和40年～、10月開催)

宿毛市オールドパワー文化展(平成8年～、10月開催)

宿毛市芸術祭(昭和48年～、11月開催)

基本方針

市民が本物の芸術・文化に触れる機会を増やし、関心をより高めるため、宿毛市文化協会などの関係団体や周辺市町村との連携を図りながら、芸術・文化事業の開催や市民自らの活動や指導者の養成を積極的に支援します。



計 画

①市民活動・指導者の養成

宿毛市文化協会などの関係諸団体などとの連携を図り、市民自ら行う芸術・文化活動を支援するとともに、指導者の養成に努めます。

②芸術・文化事業開催の充実

市民のニーズを把握し、国・県等の各種支援・補助事業も活用しながら、優れた芸術・文化事業を開催します。

また、本市の単独開催だけでなく、近隣市町村との共同開催についても検討していきます。

③芸術・文化団体の組織強化

芸術・文化団体の組織強化と充実を図ります。

【具体的事業・施策】 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 宿毛市美術展覧会開催【②】
- 宿毛市オールドパワー文化展開催【②】
- 宿毛市出身者による音楽演奏会【②】
- 宿毛市文化協会運営補助事業【①、②】
- 宿毛市芸術祭開催【②】



歴史・伝統の継承

現況と課題

先人が築き上げてきた歴史や伝統は地域の貴重な財産であり、その中からは多様な文化財が国等から指定されています。

歴史や伝統の調査、考察、保護に努めると同時に、後世への継承を通じて郷土理解を深めることは、個性豊かな未来の地域創造を目指す我々にとって重大な責務です。

指定文化財

指定文化財		所在地	指定文化財		所在地
国	宿毛貝塚	貝塚	市	押ノ川のむくろじ	押ノ川
	浜田の泊り屋	山奈町芳奈		西谷山の寒蘭の自生地	橋上町
	延光寺の銅鐘	平田町中山		延光寺の鉾子	平田町中山
県	高知座神社本殿	平田町戸内		薬師如来と日光月光菩薩像	平田町中山
	出井の甌穴	橋上町出井		笑不動画像	平田町中山
	下組の泊り屋	山奈町芳奈		延光寺の宝篋印塔	平田町中山
	靴抜の泊り屋	山奈町芳奈		寺山のいぶき	平田町中山
	道ノ川の泊り屋	山奈町芳奈		寺山のいちいがし	平田町中山
	円覚寺の阿弥陀如来坐像	宇須々木		木彫唐獅子像	平田町戸内
	弘瀬荒倉神社社叢	沖の島町弘瀬		平田曾我山古墳	平田町戸内
	押ノ川の経搭	押ノ川		藤林寺の誕生仏	平田町戸内
	押ノ川の化石蓮痕	押ノ川		一条房家の墓	平田町戸内
	山田八幡宮の大鍬形	宿毛歴史館		野菜祭(ヤーサイ)	平田町戸内
	高岡山古墳出土品	宿毛歴史館		山田八幡宮の祭礼	山奈町山田
	河戸堰と宿毛水門	中央		山横俗諺集	山奈町山田
市	桑山助秀の刀	中央		久礼ノ川の白つばき	久礼ノ川
	小野梓の上表書	中央		伊与野のいちよう	小筑紫町伊与野
	林有造関係文書	宿毛歴史館		伊与野のホルトノキ	小筑紫町伊与野
	村島家文書	宿毛歴史館		栄喜のもみじ	小筑紫町栄喜
	妙栄寺の北方様遺品	宿毛歴史館		栄喜のいぶき	小筑紫町栄喜
	妙栄寺の古文書	宿毛歴史館		栄喜のひがんざくら	小筑紫町栄喜
	山田八幡宮の仮面	宿毛歴史館		三浦家の古文書と楽面	沖の島町弘瀬
	曾我山古墳の出土品	宿毛歴史館		母島のあこう	沖の島町母島
	伊賀家墓地	桜町		母島のはかまかずら	沖の島町母島
	野中兼山遺族の墓地	桜町		山伏のすだじい	沖の島町
	野中屋敷	萩原		貝の古場のあこう	沖の島町
	宿毛城跡	松田町		長浜のやまざくら	沖の島町長浜
	与市明のむく	与市明		長浜のにつぼんたちばな	沖の島町長浜
	押ノ川の一里塚	押ノ川		宿毛湾の造礁サンゴ	沖の島町周辺

基本方針

地域の歴史、伝統の重要性を周知し、市民総ぐるみで調査、考察、保護、継承、進展に努めます。

計 画

①愛護思想の普及促進

宿毛歴史館を核に、開かれた館づくりを進めながら、歴史財産の調査、考察、保護に努めるとともに、愛護思想の普及を促進します。

②伝統行事の伝承の推進

地域に伝わる伝統行事の調査・記録に努め、広く公開しながら、伝承に寄与します。

③関係諸団体への支援

歴史探求や文化財愛護を志向する団体を支援します。

④歴史・伝統の継承の体制づくり

本市にゆかりのある県外の関係団体や機関、個人と交流を通じて、歴史や伝統を調査、検証し、継承するために必要な体制の充実を図ります。

⑤文化財の周知啓蒙活動の推進

冊子「宿毛の文化財」（刊行済）や、ホームページ、記念碑を活用して、指定文化財の保護を念頭に周知啓蒙活動を推進します。

[具体的事業・施策] 【〇数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 企画展実施【①、②】
- 伝統的祭り映像の調査・撮影・保全・活用【②、⑤】
- 民具の整理、活用【①、②、③】
- 歴史講座（出張形式含む）開催【①、②、③、⑤】
- 「宿毛の歴史を語る会」、「宿毛市文化財愛護会」、「梓会」等の支援【④】
- 友好交流協定を結んだ北方町との交流【④】
- 歴史館社会科見学支援【①】
- 「すくもの21人」缶バッジの活用【①】



農業振興

現況と課題

本市の農業生産は、米作を中心に畜産や、オクラ、ブロッコリーなどの露地野菜、小ネギ、ミョウガなどの施設野菜、文旦、小夏などの果樹が主要作物となっています。

農業を取り巻く状況は、価格の低迷、消費者の健康・安全志向の高まりや、流通の多様化、消費の伸び悩み等を背景に年々厳しさを増してきています。

農地については、農地利用の合理化などを目的とした集落営農の取り組みが行われているものの、市街地周辺の整備に伴い宅地化や商業地化を目的として農地からの転用が行われており、依然として後継者不足・高齢化などから耕作放棄地の増加が予想されます。

このような状況の中、柑橘類の一種である「直七」加工品の製造・販売は、平成22年度の搾汁工場の整備以降、年々需要を拡大しており、さらなる生産量の増強が必要な状況となっています。

また、平成26年度からは「農地中間管理機構」を中心とした、農地の利用集積事業が開始となり、より円滑な農地の利用集積に期待が寄せられています。

こうしたことから、優良な作物の生産振興や、農業生産に必要な農地を確保し、有効利用できるよう、効率的かつ安定的な農業経営を営む事業者に対して農地の利用集積や集落営農を促進する必要があります。

農家数の推移

区分 年次	農業家数	専業農家数	兼業農家数	
			第1種	第2種
昭和60年	1,661	341	1,320	282
平成2年	1,331	326	1,005	232
平成7年	1,135	277	858	211
平成12年	801	245	556	113
平成17年	643	224	419	111
平成22年	552	217	335	92

農林業センサス

※第1種兼業農家：所得の主が農業である兼業農家

※第2種兼業農家：所得の従が農業である兼業農家

基本方針

農家の所得向上や後継者不足解消、耕作放棄地の増加防止のため、農業を魅力ある新たな成長産業として位置づけ、集落営農組織及び担い手の育成や、地域特性を活かした特産品の開発、加工品増産を通じた生産量拡大、地産地消・外商活動などを支援・促進します。

計 画

①担い手の育成・確保の促進

認定農業者制度を活用し、意欲と能力のある担い手の育成・確保を促進します。

②集落営農組織の育成及び法人化の促進

耕作放棄地の増加防止のため、集落を基礎とした営農組織のうち、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものは担い手として位置づけ、集落営農組織の育成・法人化や、機械の共同購入により低コスト化を促進します。

③農地利用調整の促進

農業委員会において農地の利用調整を促進するとともに、農地中間管理機構を通じて農地を集積し、意欲ある担い手による農地の利用を促進します。

④需給調整システムの構築

農業者・農業団体が主体的判断で需要に即応した米生産に取り組む「農業者・農業者団体が主役となる需給調整システム」の構築に努めます。

⑤中山間地域における農業の維持

「中山間地域等直接支払制度」及び「多面的機能支払交付金制度」を活用し、農村における耕作放棄の防止や国土の保全、水源かん養などの多面的機能の確保に努めます。

⑥地域特性を生かした作物の開発促進

暖地性を生かした露地野菜（オクラ、ブロッコリー等）、施設野菜（ミョウガ、小ネギ等）、果樹（文旦、小夏、直七等）、サツマイモ等畑作の栽培奨励・産地強化に努めるとともに、流通業者や小売業者と連携を取りながら、加工品の原材料となる作物の研究・開発を支援します。

⑦地産地消・外商活動の支援

宿毛の特産品のPR活動を通じて、広く市民に地産地消の意識の普及を図り、食育活動などとも連携しながら、地域に根ざした地産地消や県外市場・海外市場への展開などの地産外商活動を支援します。

⑧環境に優しい農業の促進

消費者のニーズに応える安全・安心な農産物の生産のため、環境に優しい農業を促進します。

⑨加工品増産を通じた生産促進

生産者団体等が実施する加工品の開発を支援し、県と市と生産者団体等が一体となって販路の確立及び拡大を図るとともに、搾汁工場を活用した加工品の生産推進を通じて、農産品の生産拡大を図り農家所得の向上を促進します。

また、生産者と加工業者の円滑な事業連携を促進します。

⑩宿毛産農産物のブランド化の促進

地域特性の活用や環境への配慮、安心安全が確保された農産物や加工品のブランド化と販路拡大を促進します。

目 標 値

	①耕作放棄地面積[a]	②集落営農組織数
平成17年	6,698	3
平成22年	1,972	4
平成27年	—	4
平成32年	1,500	7

【具体的事業・施策】 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 農地中間管理機構事業【①、②、③】
- 中山間地域等直接支払交付金事業【①、②、③、⑤】
- 多面的機能支払交付金事業【①、②、③、⑤】
- 宿毛市産業振興総合支援事業費補助金【⑥、⑨】
- 経営所得安定対策事業【①、④】
- 集落営農拠点ビジネス支援事業【①、②、③】
- 宿毛市産業祭実行委員会補助事業【⑦、⑩】
- 高知県産業振興計画に基づく事業【⑥、⑦、⑨、⑩】
- 直七産地化推進事業【①、⑥、⑨、⑩】
- 文旦・小夏等特産かんきつ推進プロジェクト【⑥、⑦、⑨、⑩】
- 販路開拓支援事業費補助金【⑥、⑦、⑧、⑨、⑩】
- すくも農水産品フェア【⑥、⑦、⑧、⑨、⑩】
- パッケージデザイン制作支援事業【⑥、⑦、⑨、⑩】
- 宿毛市推奨品拡大事業【⑦、⑩】

【関連計画名（国・県・市）】

- 新たな食料・農業・農村基本計画（農林水産省、平成22年度以降）
- 宿毛農業振興地域整備計画（昭和44年度以降）
- 高知県産業振興計画（高知県、平成21年度以降）
- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）



林業振興

現況と課題

本市の森林面積は全体の約8割を占めており、林産物の生産、国土の保全、水資源のかん養、自然・生活環境の保全、水産資源の栄養源など多面的な機能により地域産業や市民生活と深く関わっています。

森林の中では民有林（※）が約8割を占め、その内人工林は約60%であり、ヒノキが大部分を占めています。

また、民有林では、主伐時期を迎える10齢級（50年生）以上の森林が、約70%を占めていますが、長引く材価の低迷や、森林所有者及び林業従事者の高齢化など、林業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

このような中で、平成23年度には県中央部に大型製材工場が操業開始となり、また、本市においても、平成26年度に木質ペレット製造施設及び木質燃料専焼としては四国初となる木質バイオマス発電所が整備され、大きな木材需要が生まれています。

この機会を生かし、森林資源の有効活用による林業振興に繋げるためには、路網整備や機械化による効率化と、必要な人材の確保育成に努める必要があります。

民有林の齢級別面積

（単位：ha）

区分 \ 齢級別	総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11・12齢級	13齢級以上
民有林計	18,946.06	19.51	66.03	745.61	2,218.67	4,475.39	6,570.38	4,850.47
人工林	11,364.16	19.51	62.27	335.97	1,578.75	3,737.43	3,855.16	1,775.07
民有林	7,581.90	0.00	3.76	409.64	639.92	737.96	2,715.22	3,075.40
（備考）	スギ6.1% ヒノキ52.0% マツ2.4% ザツ39.5%							

資料：高知県林業振興・環境部

平成25年3月31日現在

※民有林：林野庁が所有する以外の、県、市、民間が所有する森林

基本方針

森林資源の有効活用を図るため、間伐などによる森林資源の適切な管理や、幡多ヒノキの主産地化、林道整備による生産性の向上、体制づくりや担い手育成などを促進します。

計 画

①森林資源の育成

自然環境に配慮した除間伐などの造林施業と、大径材生産も含めた優良な森林資源の育成と幡多ヒノキの産地化を促進します。

間伐などを行うためには、所有者確定が必要となるケースも多く発生しているため、国土調査事業と連携して対応します。

人工林の皆伐については、確実に伐採跡地の更新が図られるように支援します。

②生産性の向上策の推進

生産性・安全性の向上などを図るため、林道や作業道の開設及び改良整備を推進するとともに、高性能林業機械の導入を促進します。

③林業経営組織の強化・林業従事者の育成確保の促進

森林組合の経営の合理化、組織強化のための合併などを促進するとともに、林業従事者の育成・確保を促進します。

また併せて、森林所有者等が自ら森林整備を行う「自伐型林業」を推進し、副業型や休日型などの多様な形態による林業への参入を支援します。

④木質バイオマス利用の促進

市内の森林資源を最大限に活用するため、木質ペレットや発電用燃料などの木質バイオマス利用を促進します。

目 標 値

宿毛市民有林素材生産量

	年間素材生産量[m3]
平成22年度	6,904
平成27年度	—
平成32年度	20,000

統計データ「高知県の森林・林業・木材産業」高知県林業振興・環境部

【具体的事業・施策】 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 森林整備地域活動支援交付金事業【①、②】
- 市有林整備事業
- 緊急間伐総合支援事業【①、②、③、④】
- 森林資源再生支援事業【①、③】
- 地域林業総合支援事業【①、②、③、④】
- 高知県産業振興計画に基づく事業【①、②、③、④】
- 国土調査事業【①】
- 森林資源活用人材育成事業【①、③、④】

[関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市森林整備計画（平成24～33年度）
- 高知県産業振興計画（高知県、平成21年度以降）
- 宿毛市特定間伐等促進計画（平成25～32年）
- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）

【人工林・樹種別・林齢別面積】

（単位：ha）

	1,2齢級	3,4齢級	5,6齢級	7,8齢級	9,10齢級	11,12齢級
スギ	0	1.47	14.85	48.81	158.83	546.1
ヒノキ	19.51	58.78	308.61	1480.94	3528.68	3105.6
マツ	0	0.35	0	0.34	35.38	202.46
ザツ	0	1.67	12.51	48.66	14.54	1
合計	19.51	62.27	335.97	1578.75	3737.43	3855.16

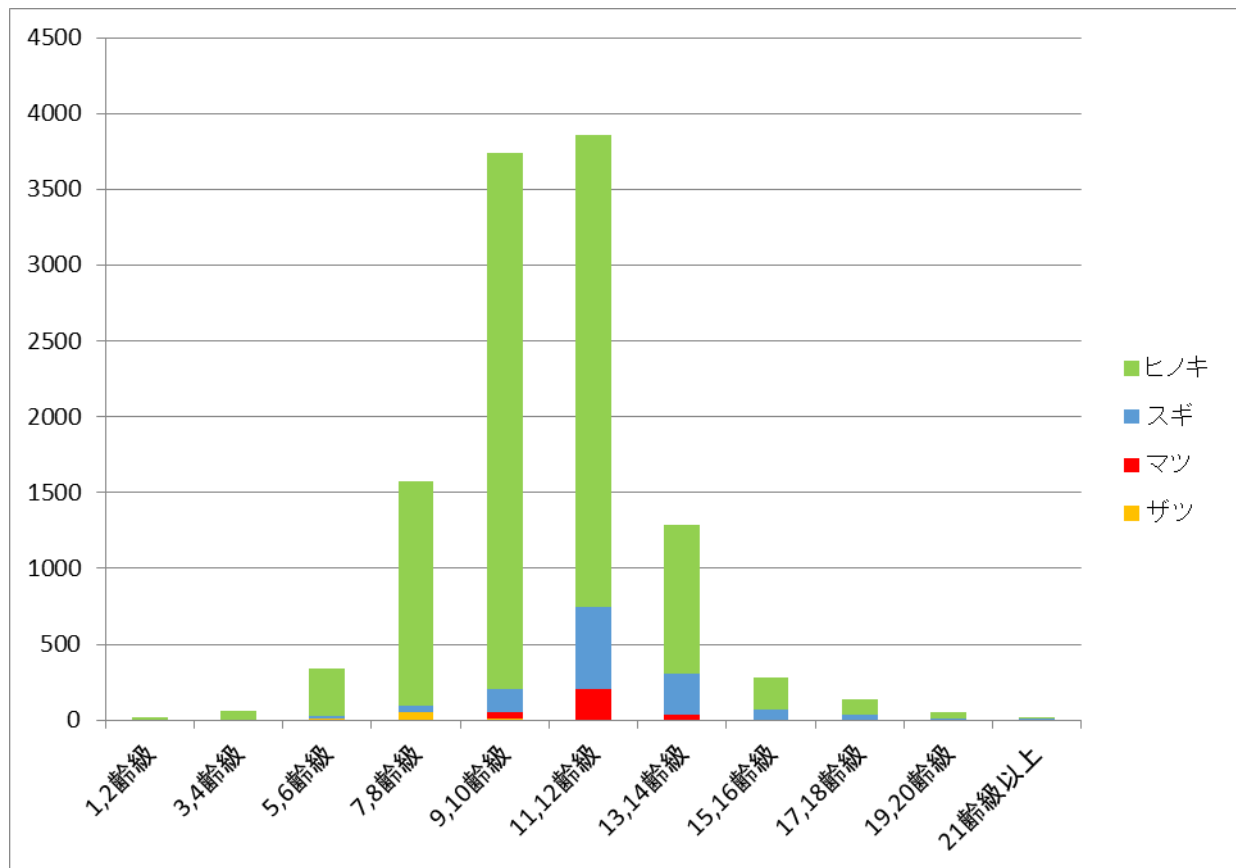
	13,14齢級	15,16齢級	17,18齢級	19,20齢級	21齢級以上	総計
スギ	267.34	68.68	32.84	11.97	9.61	1160.5
ヒノキ	983.02	213.53	98.6	40.6	3.93	9841.8
マツ	36.51	1.11	4.67	2.51	0.15	283.48
ザツ	0	0	0	0	0	78.38
合計	1286.87	283.32	136.11	55.08	13.69	11364.16

宿毛市 民有林素材生産実績

（単位：m3）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
宿毛市	民有林	6,904	12,817	13,424	9,817	9,410
	国有林	7,161	11,077	7,590	6,764	5,252
	計	14,065	23,894	21,014	16,581	14,662
高知県	民有林	248,309	350,342	336,467	355,738	506,192
	国有林	155,668	156,641	128,521	139,225	103,808
	計	403,977	506,983	464,988	494,963	610,000

統計データ「高知県の森林・林業・木材産業」高知県林業振興・環境部



水産業振興

現況と課題

本市の水産業は、宿毛湾の温暖で静穏な海域を利用した養殖漁業と沖の島周辺海域での釣・網漁業など、主に沿岸漁業を中心に発展してきました。

しかし、近年は、魚価の低迷や餌料の高騰などにより、漁業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれています。これに併せて、漁村においても新規漁業就業者の減少と高齢化が進行し、にぎわいや活気が失われつつあります。

これらへの対応として、平成21年度には「すくも湾中央市場」の第2荷捌き地の増設による市場機能の強化や、自動選別機などを導入し、水揚げ作業の効率化による高い鮮度を維持する高付加価値化の取り組みや、市場ニーズに対応するため整備されたフィレやキビナゴのバラ凍結加工工場が製造を開始するなど安定的な収益確保の取り組みも進められています。

水産業が本市の基幹産業の一つとして安定的に発展していくためには、より収益性の高い魅力ある産業にしていくことが重要です。

基本方針

漁業者の所得向上や活力と魅力ある漁村づくりを図るため、水産物の安定供給や高付加価値化を目指し、「すくも湾中央市場」のさらなる機能強化や、加工品製造施設の拡充、宿毛産水産物のブランド化や6次産業化、地産地消・外商活動などを支援・促進します。

また、水産業の持続的な発展を図るため、水産資源の保全と育成に努めるとともに、課題となっている後継者の確保と育成がなされるよう関係機関と連携し、対策を講じます。

宿毛湾沿岸の地域については、陸域と海域を一体的にとらえて総合的に管理する沿岸域総合管理の手法を通して、海を活用しながら継続して守り育てていく仕組みづくりや、環境を守りながら海を利用する産業の創出、地域の活性化について関係機関と連携を図りながら取り組み、持続発展可能な宿毛湾沿岸地域の振興を目指します。

計 画

①漁業の多角的経営の支援・促進

水産物の安定供給や高付加価値化を図るため、各漁業活動拠点との連携と機能分担に配慮しながら、高度衛生管理型漁港として整備した「すくも湾中央市場」の機能を拡充するとともに、加工品製造施設の拡充、販売業界や消費者ニーズに合った効率的な生産、流通、販売の仕組みづくり、観光資源としての活用など、漁業の多角的経営やこれらの研究開発を総合的に支援・促進します。

②養殖漁業の振興

漁業協同組合における養殖漁業に対する防疫、指導体制の強化に努めるとともに、加工業者との連携を図り、産地加工と地産外商活動を推進することによって、養殖漁業の振興を図ります。

③水産資源の保全・管理・培養の促進

漁船漁業に対しては、安定的な水産資源の確保のため、藻場造成や種苗放流などによる資源保全、適正管理、培養を促進します。

④就労機会の創出と後継者育成の促進

漁業協同組合の各種専門部会などの機能強化や水産加工物の製造・販売体制の強化により、就労機会の創出とUターンも含めた後継者育成を促進します。

⑤宿毛産水産物のブランド化・6次産業化の促進

販路拡大のため、生産から流通販売までの信頼性の確保と知名度の向上を図り、宿毛産水産物のブランド化や6次産業化を促進します。

⑥漁港施設の機能保全

安全で安定的な漁業活動が営めるよう、漁港施設の機能保全に努めます。

⑦地産地消・外商活動の促進

地産地消の意識の普及を図りつつ、食育活動などと連携しながら、地域に根ざした地産地消や県外市場・海外市場への展開などの地産外商活動を支援します。

目 標 値

漁業経営体年間増減率（件／年）

	増減率（％）	件数（件）
平成15年	—	263
平成20年	△ 19.0	213
平成25年	△ 13.6	184
平成32年	△ 7.6	170

〔具体的事業・施策〕 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 水産多面的機能発揮対策交付金事業【③】
- 宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金【①～⑤、⑦】
- 漁業就業支援事業【④】
- 水産基盤ストックマネジメント事業【①、⑥】
- 高知県産業振興計画に基づく事業【①～⑤、⑦】
- 宿毛市推奨品拡大事業【⑤】
- 宿毛市販路開拓支援事業【⑦】
- 水産物ブランド構築支援事業【⑤】
- パッケージデザイン製作支援事業【⑦】
- 新技術実証実験事業【①、②、⑤】
- すくも農水産品フェア【⑦】

〔関連計画名（国・県・市）〕

- 高知県産業振興計画（高知県、平成21年度以降）
- 宿毛市まち・ひと・しごと総合戦略（平成27～31年度）



漁業種類別漁獲量の推移

(単位 : t、%)

年次 区分		平成23年	平成24年	平成25年	構成比 (平成25年)
海面漁業	中小型まき網	3,247	3,775	2,661	17.42
	その他の刺網	4	4	3	0.02
	小型定置網	52	38	27	0.18
	その他のはえ縄	0	0	0	0.00
	沿岸いか釣り	3	1	1	0.01
	ひき縄釣り	134	148	121	0.79
	その他の釣り	201	323	247	1.62
	採貝・採藻	4	2	3	0.02
	その他の漁業	496	736	470	3.08
	小計	4,141	5,027	3,533	23.13
海面養殖	ぶり類養殖	7,709	8,170	7,895	51.69
	まだい養殖	3,263	3,836	3,430	22.45
	その他の養殖	691	935	417	2.73
	真珠母貝養殖	0	0	0	0.00
	小計	11,663	12,941	11,742	76.87
	合計	15,804	17,968	15,275	100.00

※資料:農林水産省「海面漁業生産統計調査」

商工業振興

現況と課題

地方においては人口減少や少子高齢化等の課題が深刻化しており、本市においても同様の状況にあります。また、商業を取り巻く環境は、経営規模が小規模な事業者が多いことに加え、長引く経済不況や消費者の購買形態の変化などにより、商店数が減少し空き店舗が増加しています。

地域経済の好循環を促し、地域に根ざした事業活動を行う中小企業・小規模事業者による新たな雇用の創出等、地域住民の生活環境改善のためにも、魅力ある商業振興が必要となっています。

〇工業振興

工業の振興については、高知西南中核工業団地を造成して積極的に企業誘致活動を展開してきました。現在では製造業等 21 社、物流 1 グループ（22 社）が操業し、約 800 人が就労しており、製造品出荷額等において市内出荷額等の 50%以上を占めるなど本市の工業の中核を担っています。

しかしながら、長引く経済不況により企業を取り巻く環境は厳しく、製造品出荷額等、就業者数とも減少しており、今後も企業の人材育成や高度化及び新規事業分野への展開などを支援する中で雇用機会の拡大に努める必要があります。

宿毛湾港工業流通団地については、造船会社 2 社（1 グループ）が進出し、約 30 人が雇用されています。

〇地域産業の活性化

また、近年は市内事業者、団体等により農林水産物などの地域資源を活用した商品開発・製造などの取り組みも見られており、今後においても地域の特産品開発を促進していきます。また経営の合理化、近代化、流通機能の拡充に努めるなど、地域産業の活性化のための取り組みを進めていく必要があります。

基本方針

商工業活動の安定化、雇用機会の拡大や所得向上を図るため、商業においては、中心市街地を歴史・環境などとの共生を図りながら再構築を促進し、工業については、宿毛湾港工業流通団地のさらなる企業誘致を推進します。

また、経営の安定化、合理化や近代化、効率的な物流機能の拡充、地元において起業意欲のある人材の発掘・育成を支援・促進します。

計 画

①魅力ある中心市街地の再構築の推進

中心市街地ににぎわいを取り戻すため、地元商工業者、住民、行政の協働により、事業者への支援や市街地環境の整備を推進します。

②経営安定化の促進

各種金融支援制度などの普及に努め、商工業経営の安定化を促進します。

③商店街リーダー育成及び集団形成の促進

商工会議所、中心市街地活性化協議会などの各種団体との連携を図り、各種研修会等の実施により、商店街のリーダーの育成とそれを支える商業者集団の形成を促進します。

④地域資源を活用した産業活性化の促進

地域資源を活用した商品開発・製造などの事業活動に対する支援や、販路の開拓・拡大を支援し、地域産業の活性化を促進します。

⑤宿毛湾港工業流通団地等への企業誘致の推進・支援

雇用機会の拡大を図るため、宿毛湾港工業流通団地への企業誘致の積極的な推進や、市内への新規産業の参入・立地を支援します。

⑥工業団地の環境保全

工業団地内の環境保全・美化を図り、立地企業のイメージ・ステータスの確保に努めます。

⑦進出企業のサポートの充実

工業団地への進出企業の操業支援のため、企業のニーズの把握に努め、人材確保、環境整備などのアフターケアや事業の高度化、新規事業分野への展開などを支援します。

⑧効率的な物流体系の構築

本市の地理的な条件から、運送コストが高く、市場における競争力が劣る状況を改善するため、物流の現状と課題の把握に努め、ハード、ソフト両面から効率的な物流体系を検討します。

⑨地元起業家の発掘、育成、支援

地元において、起業意欲のある人材の発掘・育成を支援・促進します。

目 標 値

1 商業における目標値 (単位: 人、百万円)

	事業所数	就業者数	年間商品販売額
平成19年	452	1,979	46,533
平成24年	334	1,501	42,925
平成26年	317	1,336	37,374
平成32年	317	1,336	37,374

2 工業における目標値 (単位: 人、百万円)

	事業所数	就業者数	年間商品販売額
平成17年	65	1,155	17,062
平成21年	59	1,029	10,614
平成25年	55	1,067	10,698
平成32年	55	1,067	10,698

[具体的事業・施策] (○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す)

- 固定資産税課税免除、不均一課税【②、⑤】
- 宿毛市推奨品拡大事業【④】
- 宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金【②、④、⑤、⑦】
- 地域総合整備資金【②】
- 高知県産業振興計画に基づく事業【④、⑨】
- 宿毛市販路開拓支援事業費補助金【④】
- 宿毛市パッケージデザイン制作支援事業【④】
- 宿毛市じっくりフォロー創業支援・事業承継【⑨】
- 産業集積地域立地企業拠点強化事業【⑤、⑥、⑦】
- 宿毛市産業祭実行委員会補助事業【④】

[関連計画名 (国・県・市)]

- 宿毛湾港港湾計画 (高知県、平成 14 年度以降)
- 高知県産業振興計画 (高知県、平成 21 年度以降)
- 都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金)
- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成 27～31 年度)

商店数及び年間販売額の推移

(単位: 店、百万円、%)

区分 \ 年次		平成16年	平成19年	平成24年	19年/16年	24年/16年
卸売業	商店数	78	67	52	△14.1	△33.3
	販売額	25,569	25,899	24,633	1.3	△1.8
小売業	商店数	437	385	282	△11.9	△13.1
	販売額	22,955	20,634	18,291	△10.1	△17.1

商業統計調査・経済センサス

工業の現況

区分	事業所数	従業員数	製造品出荷額等
		(人)	(百万円)
食料品製造業	24	254	1,416
飲料・たばこ・飼料製造業	1	10	X
繊維工業	4	57	439
木材・木製品製造業(家具を除く)	3	20	461
家具・装備品製造業	1	48	X
印刷・同関連業	1	15	X
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1	22	X
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	6	X
窯業・土石製品製造業	2	71	X
金属製品製造業	2	59	X
はん用機械器具製造業	1	6	X
生産用機械器具製造業	6	144	2,030
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	32	X
電気機械器具製造業	3	200	1,222
輸送用機械器具製造業	2	111	X
その他の製造業	2	12	X
合計	55	1,067	10,698

平成25年工業統計調査

対象は、従業者数4人以上の事務所

[×]は特定の事業所が判明する恐れがあるため、秘匿としている

宿毛市の商業の推移

1 事業所数

	昭和60年	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年
小売業	585	588	582	520	501	495	443	437	385	282	264
卸売業	80	81	77	77	69	68	61	78	67	52	53
合 計	665	669	659	597	570	563	504	515	452	334	317

2 従業員数

(単位:人)

	昭和60年	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年
小売業	1,722	1,838	1,866	1,697	1,645	1,912	1,792	1,744	1,600	1,249	1,084
卸売業	438	513	547	540	600	455	348	417	379	252	252
合 計	2,160	2,351	2,413	2,237	2,245	2,367	2,140	2,161	1,979	1,501	1,336

3 年間販売額

(単位:百万円)

	昭和60年	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年
小売業	19,870	22,281	26,657	27,236	27,175	24,326	24,603	22,955	20,634	18,291	17,456
卸売業	27,550	19,575	24,923	40,745	28,171	20,988	26,361	25,569	25,899	24,633	19,917
合 計	47,420	41,856	51,580	67,981	55,346	45,314	50,964	48,524	46,533	42,925	37,374

商業統計調査・経済センサス

宿毛市の工業の推移(従業員規模4人以上の事業所)

	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年
事業所	109	107	102	101	102	101	108	105	97
就業人数(人)	1,345	1,351	1,296	1,371	1,548	1,652	1,847	1,785	1,773
製造品出荷額等(百万円)	8,662	9,160	9,200	9,894	12,325	13,989	15,970	17,588	19,595

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
事業所	99	98	96	108	102	92	87	77	75
就業人数(人)	1,839	1,814	1,727	1,779	1,661	1,606	1,572	1,398	1,301
製造品出荷額等(百万円)	21,952	23,038	21,225	21,071	20,319	21,134	20,761	18,158	16,020

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
事業所	62	65	61	59	65	59	55	46	58
就業人数(人)	1,217	1,155	1,111	1,121	1,161	1,029	1,066	927	1,060
製造品出荷額等(百万円)	16,242	17,062	15,824	16,749	14,171	10,614	11,380	10,567	10,539

	平成25年
事業所	55
就業人数(人)	1,067
製造品出荷額等(百万円)	10,698

工業統計調査

平成23年については経済センサス



観光振興

現況と課題

国民のライフスタイルの変化などから、余暇時間に占める観光・レジャーに対する割合は増大していますが、その一方で、観光の目的や形態の変化などにより、近隣市町村を含めた周辺地域の観光入り込み客数は、ここ数年、ほぼ横ばい状態が続いています。

本市は、足摺宇和海国立公園の中心に位置し、大型旅客船が寄港可能な岸壁と九州とのフェリー航路を有しています。

これまで、本市の特性を生かし、各観光拠点のPRや大型旅客船寄港や修学旅行誘致、スポーツキャンプ誘致、マリンレジャーの振興や施設整備などを通じて交流人口拡大を図ってきました。

今後も、国立公園などの自然環境と調和した、体験型観光の開発、メニューの整備を図るとともに、観光形態の多様化に対応するため、新たな魅力ある観光資源の発掘や、市民による「おもてなし」の各種イベントの開催などにより、観光振興を推進することが必要です。

ー 主な観光拠点 ー

- 「沖の島」 ○「足摺宇和海国立公園」 ○「篠山」 ○「咸陽島公園周辺」
- 「だるま夕日」 ○「延光寺」 など

ー 主な観光メニュー ー

- 海：体験型観光（ブルーツーリズム）、磯釣り、ダイビング、シュノーケリング、
「だるま夕日」鑑賞、カヌー、舟遊び、磯遊び、 など
- 川：キャンプ、遊泳、カヌー など
- 山：登山、風景鑑賞 など
- 市民による「おもてなし」：お遍路、各種イベント
- スポーツ：マラソン、ビーチスポーツ など
- グルメ：「きびなご」「カツオ」「文旦」「直七」「小夏」 など

基本方針

観光入り込み客増加や交流人口を通じて、観光産業や島嶼部を支えるため、関係機関と連携を図りながら、本市の特性である地域の自然や歴史を生かし、観光客のニーズに応じたメニューの整備や観光資源の発掘、PRの拡充、必要な各種施設整備を推進するとともに、合わせて、「おもてなし」の要素も盛り込んだ魅力あるイベント開催を支援・促進します。

計 画

①観光メニューの整備の推進

「沖の島・鵜来島」「咸陽島」などの本市の特性を生かしながら、新たな観光客層の取り込みも考慮し、観光客の年齢層やニーズに応じた多様なメニューを、新たな資源の発掘を踏まえ整備します。

②各種イベントの開催・支援

市民による「おもてなし」の要素も盛り込んだ定期的な各種集客イベントを開催・支援します。

③各種利便施設の整備・充実

案内看板や、トイレなどの利便施設の整備・充実を図ります。

④観光PRの拡充

本市の観光拠点・メニューのすばらしさを的確に伝え、観光客が興味を引くような仕掛けづくりを踏まえた、パンフレットやホームページ、モバイルサイトを活用し情報の発信を行います。

⑤大型旅客船の誘致

大型旅客船の乗船客が、本市の観光地を訪問できる各種メニューの拡充・開発を推進し、宿毛湾港振興協会などの関係者と連携して、客船会社などに対して積極的にPRを行います。

大型旅客船の誘致にあたっては、国内の船舶に加え、外国客船についても積極的に取り組みます。

⑥スポーツイベントやキャンプ地の誘致

各種スポーツイベントや、スポーツチームのキャンプ地として定期的に利用されるよう、PRや必要な施設整備などを関係者と連携して行います。

⑦周辺市町村や関係機関との連携強化

観光メニューの整備やイベント開催においては、周辺市町村と連携した各観光スポット紹介や受入体制の充実が必要であることから、周辺自治体や、(一社)幡多広域観光協議会、(一社)宿毛市観光協会などの関係機関や旅行代理店との連携を強化します。

⑧新たな観光拠点の整備の推進

本市の観光振興をさらに推進するために、新たな観光拠点を整備します。

目 標 値

観光入り込み客数

	数 値
平成26年	約23万人
平成32年	約26万人

【具体的事業・施策】 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 各種集客イベント【②、⑤、⑦】
- ブルーツーリズム事業【①、②、⑤、⑦】
- 各種施設整備事業【④】
- パンフレット、ホームページ整備（改良）【④】
- 大型旅客船誘致活動【⑤】
- 「ビーチスポーツ」大会【⑥】
- 宿毛市観光振興事業【①、②、④、⑥、⑦】
- 沖の島・鵜来島地域資源活用観光振興事業【①、④】
- 道の駅再開発事業【③】
- 四万十・足摺エリア誘客促進連携事業【⑦】

【関連計画名（国・県・市）】

- 高知県産業振興計画（高知県、平成21年度以降）
- 幡多地域定住自立圏共生ビジョン（平成27～31年度）
- 高知県離島振興計画（平成25～34年度）
- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）



保 健

現況と課題

本市では、市民の健康向上のため、乳幼児から高齢者までを対象に、各種健康診査・予防接種・食生活改善など様々な保健事業を実施しています。

しかしながら、多様化する生活環境により生活習慣病が増加傾向にあるにもかかわらず、がんや各種疾患を早期発見・早期治療に繋げるための、特定健康診査やがん検診等の受診率は伸び悩んでいる状況にあり、市民の健康意識の向上が課題となっています。

特定健康診査・がん検診等受診者数の推移

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定健康診査	受診者数(人)	1,231	1,154	1,592	1,473	1,537
	受診率(%)	20.2	21.4	28.5	26.7	30.4
胃がん検診	受診者数(人)	931	902	820	829	817
	受診率(%)	9.6	9.6	8.6	8.9	8.9
大腸がん検診	受診者数(人)	1,046	1,405	1,351	1,317	1,245
	受診率(%)	11.1	14.9	14.2	14.1	13.6
子宮頸がん検診	受診者数(人)	604	639	611	69	769
	受診率(%)	20.3	20.9	10.4	2.4	24.9
乳がん検診	受診者数(人)	717	706	64	679	873
	受診率(%)	24.7	26.8	12.0	25.3	29.3
肺がん検診	受診者数(人)	830	735	667	602	499
	受診率(%)	22.3	23.2	20.3	21.0	15.0
胸部レントゲン検診	受診者数(人)	3,129	3,054	3,192	2,777	3,051
	受診率(%)	52.3	55.5	51.4	42.8	47.6

出生数の推移

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出生数(人)	182	156	145	138	134

基本方針

母子・成人・精神の各保健事業を3本柱とし、「生涯を通じて健康で安心できる地域づくり」を目指します。

母子保健事業は、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を充実させ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。

成人保健事業は、『自分の健康は自分で守る』という意識を啓発するとともに、地域の中で各種団体・職場などと連携・協力しながら、健康づくりを進めていきます。

精神保健事業は、市民の心の健康の保持、増進や精神障害のある方の社会復帰、社会参加を支援していきます。

各ライフステージにおいて、自らの生活習慣の振り返りができるような支援の強化に努め、食生活の見直しや、運動による体力の増強・維持ができるよう支援するなど、医療に依存しない予防活動の強化・充実に努めます。

計 画

①市民の保健活動参加推進

市民の主体的な健康意識の向上のため、保健活動への参加を進めます。

②各組織や職場との連携

保健指導・健康相談・食生活改善などの普及促進を図るため、地域の組織や職場と連携した取り組みを進めます。

③予防活動の充実・強化

④心の健康づくりの推進

心の健康を保つため、休養、睡眠、ストレスの対応法など心の健康づくりに関する啓発を行います。

⑤子どもたちの健康に関する取り組みの推進

『宿毛市子ども子育て支援事業計画』に基づき、これまでの子育て支援施策への取り組みを踏まえ、子どもたちが心身ともに健やかに育つまちづくりの実現に努めます。

⑥妊娠・出産・子育てに関する包括的な支援の推進

母親、父親の心身を癒し、子どもの望ましい発達を促すため、親子の愛着形成と親としての自立に向けた支援に努めます。

目 標 値

宿毛市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画及び第6期宿毛市高齢者保健福祉計画に示した目標値。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 特定健康診査、特定保健指導事業【①、③、④】
- がん検診事業【①、②、③】
- 食生活改善推進事業【①、②、③、⑤】
- 乳幼児健康診査【①、②、④、⑤、⑥】
- 母子保健推進事業【①、②、④、⑤、⑥】
- 育児支援各種事業【①、②、④、⑤、⑥】
- 精神障害者家族会支援【②、③、④】

[関連計画名（国・県・市）]

- 第2期宿毛市健康増進計画及び宿毛市食育推進計画（平成25～29年度）
- 宿毛市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画（平成25～29年度）
- 宿毛市子ども子育て支援事業計画（平成27～31年度）
- 第6期宿毛市高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）
- 日本一の健康長寿県構想（平成22年度以降）
- 宿毛市保健事業実施計画（データヘルス計画）（平成27～29年度）
- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）

介護保険

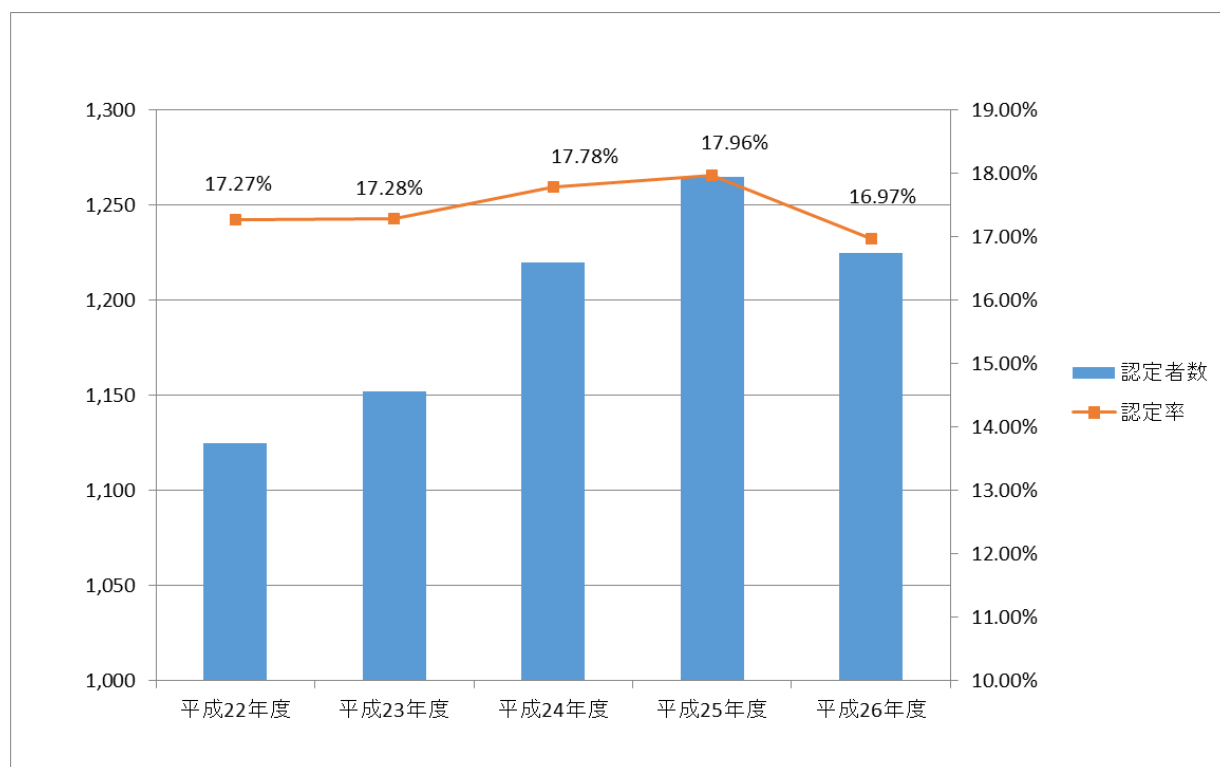
現況と課題

本市における、要介護（支援）認定率は、高齢化率の上昇に伴い、高齢者世帯や独居高齢者世帯が増加するなか、平成26年度は17.0%で、そのうち要介護度の高い認定者（要介護3～5）の、認定者全体に占める割合は43.6%となっています。

介護給付費は、要介護（予防）認定者数の増加に伴い年々増大し、平成26年度は前年度より減少したものの、給付費総額は2,149,116千円となっています。第1号被保険者1人あたりの給付費は281千円／年で、全国平均より高いものとなっています。

介護予防は、被保険者が要介護状態などになることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合にも地域において自立した生活を営むことができるよう支援する予防給付や地域支援事業が位置付けられています。

今後は、高齢者の自立支援や認知症の方への支援について、介護予防意識を高める活動とともに、地域での見守り、共助といった人的なネットワークの構築が急がれます。



基本方針

「宿毛市介護保険事業計画」に基づき、適切な介護保険サービスを提供する観点から介護給付の適正化に努め、高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと生活するため、介護予防事業を実施します。

計 画

①制度の安定的運営

適切な介護保険サービスを提供するため、ケアプランの検証を行うなど、制度の安定的運営に努めます。

②介護予防事業の推進

住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、高齢者一人ひとりの状態に応じた多様な介護予防サービス、生活支援サービスを充実させるとともに、高齢者が地域で主体的に介護予防に取り組むことを推進します。

③包括的支援事業の推進

地域包括ケアシステムの実現のために、中心的役割である「地域包括支援センター」を充実するとともに、「介護・医療連携」「認知症施策」等事業の推進をします。

目 標 値

第6期宿毛市介護保険事業計画に示した目標値の達成に努めます。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 介護給付等費用適正化事業【①】
- 介護予防事業【②】

[関連計画名（国・県・市）]

- 第6期宿毛市介護保険事業計画（平成27～29年度）
- 第3期高知県介護給付適正化計画（高知県、平成27～29年度）

1.被保険者数と認定状況の推移(各年度年報より)

(単位:人)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
総人口		22,802	22,587	22,368	22,042	21,727	
40～64歳		8,038	7,895	7,711	7,487	7,289	
総人口比		35.25%	34.95%	34.47%	33.97%	33.55%	
65歳以上		6,515	6,668	6,863	7,042	7,219	
高齢化率		28.57%	29.52%	30.68%	31.95%	33.23%	
内 訳	65～74歳	2,798	2,845	2,962	3,180	3,360	
	総人口比	12.27%	12.60%	13.24%	14.43%	15.46%	
	75歳以上	3,717	3,823	3,901	3,862	3,859	
	総人口比	16.30%	16.93%	17.44%	17.52%	17.76%	
要 介 護 度 別 人 数 （ 2 号 含 む ）	要 支 援	要支援1	133	155	166	159	160
		要支援2	130	121	154	141	136
		要支援計	263	276	320	300	296
		認定率	4.04%	4.14%	4.66%	4.26%	4.10%
	要 介 護	要介護1	160	191	205	222	215
		認定率	2.46%	2.86%	2.99%	3.15%	2.98%
		要介護2	191	176	182	193	180
		認定率	2.93%	2.64%	2.65%	2.74%	2.49%
		要介護3	178	141	147	164	162
		認定率	2.73%	2.11%	2.14%	2.33%	2.24%
		要介護4	149	144	152	165	149
		認定率	2.29%	2.16%	2.21%	2.34%	2.06%
		要介護5	184	224	214	221	223
		認定率	2.82%	3.36%	3.12%	3.14%	3.09%
	認定者総数		1,125	1,152	1,220	1,265	1,225
	認定率		17.27%	17.28%	17.78%	17.96%	16.97%
介護給付費(円)		1,972,343,954	2,035,102,464	2,093,689,719	2,152,194,697	2,149,115,836	

※数値は各年度末

※高齢化率=(65歳以上人口)/(総人口)

※認定率=(認定者総数)/(65歳以上人口)



医 療

現況と課題

高齢化の進展により、医療ニーズは、今後ますます高まることが予測されます。

地域医療のあり方としては、かかりつけ医と専門的な治療が中心となる幡多けんみん病院との機能分担及び連携が重要であることから、引き続き市民への理解を求める取り組みを継続し、効果的で能率的な医療体制の整備を促進する必要があります。

また、保健、医療、福祉、介護サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

沖の島や無医地区におけるへき地医療については、医師の確保が困難な状況になってきており、へき地医療の継続が課題となっています。

医療施設の状況

(平成25年10月現在)

区 分	総数	施設数		総数	病床数			
		有床	無床		一般	療養	精神	その他
病 院	5	5	0	769	425	144	169	31
一般診療所	17	2	15	21	21	0	0	0
歯科診療所	14	0	14	0	0	0	0	0
合 計	36	7	29	790	446	144	169	31

(出典：医療施設動態調査 厚生労働省)

基本方針

住民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らすため、誰もがいつでも安心して医療が受けられる医療体制の整備を目指します。



計 画

①医療体制の整備の促進

患者がいつでも適切な診断や治療などが受けられ、また、高度化、多様化する医療ニーズに対応するため、医師会との連携のもとに医療機関の機能分担化と連携システムの体制整備を促進します。

②休日の医療体制の確保

日曜、祝日、年末年始の医療体制確保のため、医師会の協力の下、幡多各市町村とともに在宅当番医制事業に引き続き取り組みます。

③救急医療体制の整備促進

④へき地医療の確保

関係機関と連携し、へき地診療所および無医地区の医療の確保に努めます。

【具体的事業・施策】 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 救急医療連絡協議会の開催（幡多管内）【①、③】
- 広報紙、ホームページなどによる情報提供【②】
- 沖の島へき地診療所運営【④】
- 無医地区対策事業【④】

【関連計画名（国・県・市）】

- 日本一の健康長寿県構想（平成22年度以降）
- 宿毛市災害医療救護計画（平成17年度以降）
- 幡多地域定住自立圏共生ビジョン（平成27～31年度）
- 高知県離島振興計画（平成25～34年度）

国民健康保険・後期高齢者医療

現況と課題

国民健康保険は、相互扶助の精神に基づき、加入者の健康維持と社会保障の一端を担い、現在3人に1人が加入する重要な地域医療保険です。

事業の運営状況は、大変厳しく被保険者の高齢化の進展や高度先進医療の普及、団塊の世代の前期高齢者への世代移行などによる医療費の増加及び昨今の経済不況による個人所得の減少などの影響もあり、平成19年度から続く赤字決算で、積み立ててきた基金も底をついている状況です。

平成30年度から県が財政運営責任を担い中心的な役割を果たすことが決定しましたが、今後も医療費の増加が見込まれることから、医療給付ならびに資格の適用適正化に努め、特定健診等により市民の健康を守り、そして公平な負担という観点からも徴収率向上が必要となっています。

後期高齢者医療制度における市町村の役割は保険料徴収と窓口での受付業務で、医療給付等の保険者としての主業務は県下の市町村で組織する後期高齢者医療広域連合が担っています。

後期高齢者医療制度においても医療費は年々増加しており、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年以降は3人に1人が75歳以上という超高齢者社会が到来します。

保険料の徴収率は、対象者（75歳以上の被保険者）の納付意識は非常に高いが、大半が年金生活者のため年々滞納額が増える傾向にあります。訪問徴収などを積極的に実施することにより、平成25年度99.22%、平成26年度で99.26%と年々向上しています。今後も医療費の適正化、更なる徴収率向上が必要です。

国民健康保険 被保険者数の推移

(単位:人)

区分 年度	人口	国民健康保険 被保険者数			
		一般	前期高齢 (再掲)	退職	計
平成22年度	22,802	7,838	2,180	400	8,238
平成23年度	22,587	7,553	2,192	400	7,953
平成24年度	22,368	7,226	2,246	384	7,610
平成25年度	22,042	6,891	2,356	419	7,310
平成26年度	21,727	6,766	2,570	327	7,093

人口は宿毛市調べ

後期高齢者医療 被保険者数の推移

(単位:人)

区分 年度	後期高齢者医療 被保険者数				障害 認定者数 (再掲)	被扶養者であっ た被保険者数 (再掲)
		現役並み 所得者 (再掲)	低所得Ⅰ 該当者 (再掲)	低所得Ⅱ 該当者 (再掲)		
平成22年度	3,677	95	1,063	1,028	102	568
平成23年度	3,708	75	1,110	1,091	90	563
平成24年度	3,797	83	1,132	1,122	85	568
平成25年度	3,860	96	1,157	1,178	71	559
平成26年度	3,818	89	1,105	1,223	68	546

基本方針

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という基本に立って病気の早期発見・早期治療の徹底を図るとともに、特定健康診査の受診率向上に積極的に取り組みます。また、健全な保健事業を運営するため、ジェネリック医薬品普及促進事業や国保保健指導事業などの実施による医療費の抑制と、負担の公平化を図るための適正な賦課と徴収率の向上に努めます。

後期高齢者医療制度については、高齢化の進展により、高齢者の医療費は年を追うごとに増加の一途を辿っています。その医療費を賄うべき保険料の更なる徴収率の向上に努めます。

計 画

①特定健康診査・特定保健指導の実施

疾病予防、早期発見、早期治療等の対策として特定健康診査の受診率向上に努めます。

②レセプト点検(※)の強化

※医療機関等から療養の給費に関する費用の請求があったとき、それが正しいかどうかを点検すること。

③ジェネリック医薬品普及促進事業の実施

④国保保健指導事業の推進

運動習慣の定着化を促進するため健康教育に取り組みます。

⑤医療給付費などの適用適正化の推進

⑥国保税などの徴収率向上の推進

⑦財政基盤の充実

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

●ジェネリック医薬品普及促進事業【③】

[関連計画名(国・県・市)]

●宿毛市国民健康保険事業計画(毎年更新)

●宿毛市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画(平成25～29年度)

●宿毛市保健事業計画(データヘルス計画)(平成27～29年度)

児童福祉

現況と課題

本市の出生者数は、平成15年までは年間200人程度で推移してきましたが、平成16年以降は漸減傾向にあり、ここ数年は140人前後で推移しています。

本市には、私立認定こども園（旧私立幼稚園）が1園、公立保育所が10園、私立保育所が2園あり、現在、669人が入所していますが、今後も出生者数の減少に伴い、入所児童数も年々減少することが見込まれています。今後も多様な保育サービスを提供していくためには、保育所運営の更なる適正化・効率化を図る必要があることから、1小学校区に1保育園を基本とした小規模保育所の統廃合を進めていく必要があります。

また、児童を取り巻く社会環境も、核家族化の進展や共働き世帯が増加するなか、社会問題となっている児童虐待問題など極めて厳しい状況となっています。こうしたことから、本市では「宿毛市子ども支援ネットワーク」を立ち上げ、要保護児童の早期発見と迅速な支援を行い、虐待防止に努めています。

宿毛市の保育所等の状況

名 称	年	平成17年		平成22年		平成27年	
		園数	児童数	園数	児童数	園数	児童数
公立保育所		12	490	10	392	10	414
私立保育所		2	209	2	178	2	175
私立認定こども園		1	90	1	96	1	80
計		15	789	13	666	13	669
就学前児童数		—	1,114	—	989	—	880

各年とも4月1日現在の数値。福祉事務所「園別入所児童数推移」より

基本方針

次代を担う子どもたちを心身共に健やかに育み、保護者の子育てを支援するため、「宿毛市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、児童福祉施策を総合的に推進します。

計 画

①子育て支援の充実

子育て支援室（仮称）を創設し、子育てに関する支援・相談体制を強化し、子育ての不安や軽減を図ります。また、中学校修了までの医療費の無料化や同時入所第二子の保育料を無料化するなど、子育てに対する経済的負担の軽減策の充実を図ります。

②要保護児童の処遇充実

関係機関と連携し、要保護児童の実態把握に努め、処遇の充実を図ります。

③統廃合の推進

保育サービスの充実を図るためには、小規模保育所の統廃合が必要不可欠であるため、保護者や地域の理解を得るなかで、1小学校区に1保育園を基本とした保育所の統廃合を計画的に推進します。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 発達の気になる園児を対象とした各家庭訪問【①】
- 認可外保育施設支援事業【①～③】
- 保育士研修等事業【①、③】
- 多子世帯保育料軽減事業【①】
- 家庭教育手帳の配布（母子手帳交付時、ブックスタート事業）【①】
- 子育て講演会の実施【①】
- 子育て世代応援事業【①】
- 乳児医療費助成制度【①】

[関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）
- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）

ひとり親家庭福祉

現況と課題

ひとり親家庭においては、就労の場も少なく経済的、社会的に不安定な状態にあり、生活基盤の確立が重要な課題です。また、児童の健全育成のため、ひとり親家庭福祉に関して相談業務のより一層の充実を図る必要があります。

児童扶養手当受給者の推移 (単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
世帯数	337	333	342	328	323

各年度とも年度末(3月31日)現在

基本方針

児童の健全育成の視点に立ち、ひとり親家庭の自立の推進と相談業務の充実を図ります。



計 画

①自立の支援と相談業務の充実

生活の自立と安定のための相談業務の充実を図ります。

②経済的負担の軽減

各種手当の支給や医療費の無料化により、世帯の経済的負担の軽減を図ります。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- ひとり親家庭自立支援事業【①、②】
- ひとり親家庭医療費助成制度【①、②】
- 「家庭児童相談室」体制強化【①】
- 「宿毛市子ども支援ネットワーク委員会」体制強化【①】

[関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市地域福祉計画（平成24～28年度）
- 宿毛市子ども子育て支援事業計画（平成27～31年度）
- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）

障害者福祉

現況と課題

本市の障害者手帳所持者は表のとおりです。市内には障害者の入所施設として、「宿毛授産園」、「宿毛育成園」、「幡多希望の家」の3施設があり、それぞれ障害程度に応じて、必要なサービスを提供しています。

各施設では、入所支援だけでなく、在宅障害者に対する短期入所や居宅介護、相談支援なども行ない、障害者福祉の充実を図っています。

また、個々の障害程度に応じて、更生医療や補装具・日常生活用具の給付、福祉医療費の助成なども行い、障害者の自立と社会参加の促進を図っています。

障害者の自立した地域生活や社会参加を促進するため、関係機関が連携しながら、居宅介護や短期入所、移動支援事業などの在宅サービスに重点を置いた取り組みが必要となっています。また、個々の市町村ではサービス提供体制に限界があるため、幡多圏域では、「高知県障害福祉計画」に基づき、市町村間及び事業所間で取り組む必要があります。

障害者手帳所持者							(単位:人)
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視 覚	35	26	10	14	18	9	112
聴覚・平衡感覚	3	38	21	29	0	44	135
音声・言語・そしゃく	0	0	6	3	0	0	9
肢体不自由	146	152	154	189	88	36	765
内 部	199	2	45	133	0	0	379
合 計	383	218	236	368	106	89	1400

平成27年3月31日現在

知的障害者(療育手帳)						(単位：人)
A	A1	A2	B	B1	B2	合計
5	43	53	2	62	67	232

精神障害者(精神障害者保健福祉手帳) (単位：人)

1級	2級	3級	合計
20	89	24	133

基本方針

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる社会づくりを目指し、ノーマライゼーション(※)の理念に基づき、ボランティアの育成や、関係機関や地域との連携などを推進します。

※「ノーマライゼーション」：障害者が家庭や地域で障害を持たない人と同等に生活し、活動できる社会づくり

計 画

①ボランティアの育成や市民啓発の充実

ノーマライゼーションの実現に向け、ボランティア団体と連携を図りながら各種イベントなどを通じてボランティアの育成や市民啓発に努めます。

②安心して生活できる地域づくりの推進

保健・福祉・医療など関係機関との連携を強化し、障害の早期発見や障害者等が地域社会で安心して生活できる地域づくりに努めます。

③在宅福祉の推進

居宅介護や短期入所、日常生活用具の給付など在宅福祉施策を推進します。

④障害児保育の充実

⑤障害者の自立支援の促進

各種の助成制度や補助制度を活用しながら、障害者等の自立に向けての支援と社会参加を促進します。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 障害者自立支援給付事業【③、⑤】
- 地域生活支援事業【①、②、③、⑤】
（手話奉仕員養成講座【①、②】）
- 重度心身障害児・者医療費助成事業【④】

[関連計画名（国・県・市）]

- 第4期高知県障害福祉計画（高知県、平成27～29年度）
- 第4期宿毛市障害福祉計画（平成27～29年度）
- 宿毛市地域福祉計画（平成24～28年度）

地域福祉

現況と課題

少子高齢社会の到来や深刻な経済不況などによって、生活上の支援を要する高齢者、障害者、子どもなどは隣近所の助け合いや地域のつながりの薄れなどにより、一層厳しい状況におかれています。

また、生活不安（災害含む）、ストレス、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、引きこもりなど社会問題が増えてきています。

このような状況の中で、行政の行なう限られた公的サービスだけでは市民の抱えている様々な生活課題を解決することは困難な状況となっています。

このため、市民が直接参加して行政と共に地域づくりを目指す「地域福祉計画」に基づき、住み慣れた地域で誰もが安心して「しあわせ」に暮らせるように「助け合い、支え合い、共に生きる」ことを目指して、市民と行政の協働作業により各地域での仕組みづくりを進める必要があります。

基本方針

「助け合い、支え合い、共に生きる」ことのできる、人に優しい福祉のまちづくりのため、「地域福祉計画」に基づき、市民との協働での仕組みづくりや、関係機関との連携などを推進します。

計 画

①地域福祉の市民との協働での仕組みづくり

「助け合い、支え合い、共に生きる」ことのできる地域福祉の仕組みを、市民と行政の協働作業により各地域での仕組みづくりを行います。

②関係機関との連携調整の推進

地域福祉活動の振興を図るとともに、各種相談事業の支援、関係機関や地域代表者や民生委員との連携調整を推進します。

③ボランティア育成と啓発の充実

地域の自主活動を助長するため、ボランティアの育成と市民の啓発に努めます。

〔関連計画名（国・県・市）〕

- 第6期宿毛市高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）
- 第4期宿毛市障害福祉計画（平成27～29年度）
- 宿毛市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）
- 宿毛市地域福祉計画（平成24～28年度）



高齢者福祉

現況と課題

本市の高齢者人口の推移は、表のとおりであり、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

本市では、高齢者対策の一環として、各地域の集会所などを活用して食事やレクリエーションなどの提供を行うデイサービスや食の自立支援事業などのサービスを提供しています。特にデイサービスにおいては、「地域で共に支えあい助け合う」との精神に基づき、地元の女性ボランティアが主体となった食事の提供などが、多くの方たちの協力により地道に取り組まれています。

また、市内には33の老人クラブが組織され、それぞれが環境美化などの社会奉仕活動をはじめスポーツ、研修などの取り組みを中心に活動しています。毎年開催している「生きがい大学さくら学園」においては、高齢者の知識の高揚を図るとともに生きがいづくりを推進しています。就労に関しては、「シルバー人材センター」に約100名が会員登録され、様々な職場で活躍されています。

引き続き、生きがいづくりとしての事業の積極的な推進や、高齢者が在宅で安心して生活ができるよう介護予防の視点に立った効果のある高齢者福祉サービスの提供と支援が求められています。

高齢者人口の推移

年度	総人口	高齢者数 (満65歳以上)	高齢化率
平成23年	22,802人	6,515人	28.57%
平成24年	22,587人	6,668人	29.52%
平成25年	22,368人	6,863人	30.68%
平成26年	22,042人	7,042人	31.95%
平成27年	21,727人	7,219人	33.23%

住民基本台帳による
各年度とも4月1日現在

基本方針

高齢者が、健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり、「助け合い、支え合い、共に生きる」ことのできる人にやさしい地域づくりを目指し、「宿毛市高齢者保健福祉計画」に基づき、健康、医療、福祉、介護、就労、社会参加、生涯学習、住環境などの観点から総合的な諸施策を推進します。

計 画

①高齢者の生きがいづくりの推進

老人クラブの育成、健康増進事業の推進、シルバー人材センターの活動の活性化促進などを通じて高齢者生きがいづくりを積極的に推進します。

②高齢単身者へのサービス・見守り充実

高齢の単身者に対するふれあいの集い、福祉電話の充実、緊急通報システムの拡充、配食サービスなどの事業を実施し、見守り体制の充実を図ります。

③環境整備の推進

ボランティアの育成、高齢者の福祉に対する市民全体の関心を高めるため、啓発活動の充実を図り、高齢者社会を支える環境の整備を推進します。

④介護予防の充実

介護予防の視点に立って高齢者福祉サービスの充実を図ります。

【具体的事業・施策】 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 地域元気クラブ活動事業【①】
- 地域老人クラブ活動事業【①】
- 生きがい大学さくら学園の開催【①】
- 「シルバー人材センター」活動【①】
- 食の自立支援事業（配食サービス）【②】
- 福祉電話の設置【②、③】
- 緊急通報装置の設置【②】
- あったかられあいセンター事業【①～④】

【関連計画名（国・県・市）】

- 第6期宿毛市高齢者保健福祉計画（平成27～29年度）
- 宿毛市地域福祉計画（平成24～28年度）
- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）

コミュニティ形成・移住促進

現況と課題

住民が主体となった地域のコミュニティ活動がまちづくりの原点となるため、地域のまつりやコミュニティ活動の取り組みに対する支援や活動の拠点となる集会所等の整備を促進してきましたが、現代社会では生活スタイルの多様化や若者の都市部への流出、核家族化や単身世帯の増加、さらには高齢化などによって、伝統的な地域でのまつりやコミュニティ活動が弱体傾向にあります。

そのため、今後においても既存のコミュニティ活動に対する支援を継続するとともに、集落活動センター事業等を利用した住民組織づくりにも積極的に取り組むことで、少子高齢化社会に対応した多世代交流の機会創出を図るとともに、連帯感に充ちたまちづくりを推進する必要があります。

また、田園風景や森林、海辺での生活に興味を持つ都市部からのＩターン、Ｕターンの移住希望者が増加傾向にあるため、団塊世代や子育て世代、就農・就林・就漁希望者等、様々な移住者のニーズに対応できるよう受け入れ態勢の強化が求められています。

基本方針

市内各所の地域づくり・まちづくりのため、各種の地域活動・グループ活動の支援や集落活動センター事業等を利用した地域グループ間の連携の強化によるコミュニティ活動を推進します。

移住希望者の個々のニーズに対応できるよう住民や関係機関と連携し、助成制度の充実や相談窓口の充実に努めるなど、移住促進を図ります。



計 画

①施設整備の支援

地区自治会などが行うコミュニティ活動のための施設整備を支援します。

②集落活動センターの普及・取り組みの支援

地域が抱える課題を解決する手段として、地域住民主体で集落連携等により地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う拠点「集落活動センター」の開設・運営を支援します。

③地域伝統の伝承

地域の伝統行事や郷土芸能の保存、伝承に取り組みます。

④地域ぐるみの活動の促進

コミュニティ形成を拡充するため、環境美化活動などの地域ぐるみ活動への市民参加を促進します。

⑤地域と行政の信頼関係構築

コミュニティ形成において、地域と行政の信頼関係構築は欠かせないことから、これまで以上に、行政から積極的に調整などを働きかけるとともに、地域からの声を把握する体制充実に努めます。

⑥移住の促進

移住推進室（仮称）を創設し、ＩターンやＵターン希望者に対する助成制度の充実や移住相談員の配備等による相談窓口の充実に努め移住促進を図ります。

目 標 値

宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略において設定したＫＰＩ（重要業績評価指標）の達成度合いを検証する。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- コミュニティ助成事業【全般】
- 宿毛市クリーンデーの実施(年2回)【④】
- 多面的機能支払交付金事業【①】
- 中山間地域等直接支払交付金事業【①】
- 集落活動センター事業【②】
- 宿毛市ＵＩターン希望者住宅改修補助事業【⑥】
- 宿毛市お試し住宅利用補助事業【⑥】
- 移住・定住促進事業【⑥】
- デジタルクリエイター移住促進計画【⑥】

[関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）

地球温暖化対策

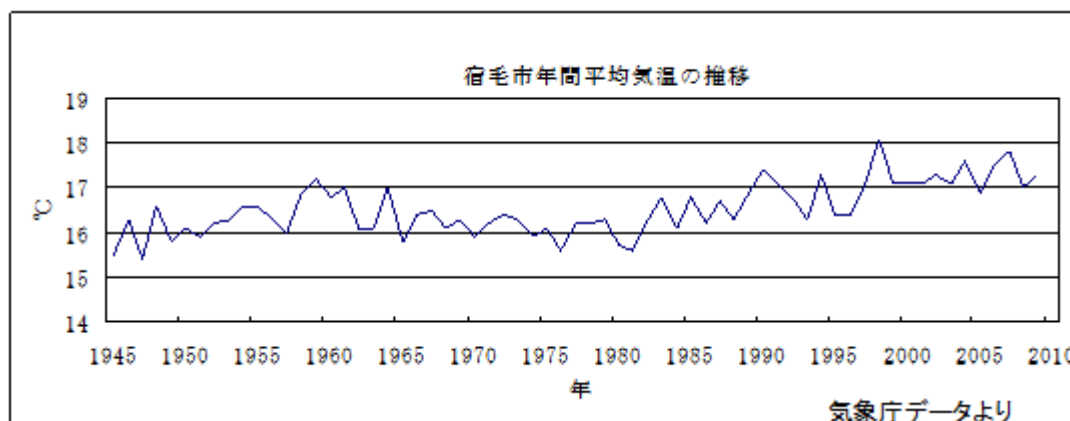
現況と課題

人間が地球上で生活していくために必要な温度は、太陽によって温められた地表が放出する熱を、大気中の温室効果ガスが、吸収・再放出(温室効果)することによって保たれています。地球温暖化は、この温室効果ガスの濃度が高くなったため、大気や海洋の平均温度が上昇することにより起きています。

世界の平均気温は、1880～2012年までに0.85℃上昇し、このまま温暖化が進めば、海水面の上昇・砂漠化・異常気象・自然災害など、生態系へ深刻な影響を与えることが予測され、地球温暖化防止のために世界的な取り組みが進められています。

主な温室効果ガスである二酸化炭素は、産業革命以後、人間が化石燃料を大量に使用し、二酸化炭素を大量に排出することで急激に増加しています。

本市でも、地球温暖化を防止し、住みよい環境を残すためには、市民・事業者・行政が一体となって省エネルギーに取り組み、化石燃料の使用を減らすとともに、太陽光など再生可能な自然エネルギーの導入促進を図っていくことが重要です。



基本方針

自然と共生できる持続可能な社会づくりのため、放置すれば着実に進行する地球温暖化に対し、市民との協働で温室効果ガスの発生抑制に努めるとともに、適応策として、農林水産物への影響の把握や対策の検討に努めます。

計 画

①市役所における対策の推進

市役所は、宿毛市地球温暖化対策実行計画に基づき、宿毛市の執行する事務事業において、率先して地球温暖化対策に努めます。

②情報提供の充実

市内の各事業所の省エネルギー化を進めるため、関係機関と連携して情報提供を行います。

③啓発・支援の充実

家庭のエネルギー消費は今後も増加していく可能性があり、市民一人ひとりが省エネルギーに取り組むための啓発・支援を行います。

④ごみ減量化の推進

廃棄物焼却による二酸化炭素排出を抑えるため、ごみの分別回収、減量化を引き続き推進します。

⑤新エネルギー活用促進・検討

自然エネルギーの導入促進や木質バイオマスの利用を検討します。

⑥森林環境整備の推進

二酸化炭素吸収源である、森林の整備、緑地の保全などに努めます。

⑦カーボン・クレジット制度活用の検討

二酸化炭素の排出削減効果をクレジット化するカーボン・クレジット制度の活用を検討します。

⑧農林水産物への影響把握及び対策検討

地球温暖化への対応策として、農林水産物へ及ぼす影響の把握と対策の検討に努めます。

目 標 値

宿毛市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

数値	二酸化炭素排出量(t-CO ₂)	増減率(%)
平成24年度(基準年度)	4,385	-
平成26年度(直近実績)	4,366	△0.4
平成30年度(目標年度)	4,166	△5.0

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 自然エネルギーの利用促進に関する各種事業【①、②、⑤】
- 事業者、市民が行う排出抑制活動推進に関する各種事業【①、②、③】
- 緑地の保全と緑化推進に関する各種事業【⑥】
- 廃棄物の発生抑制と循環型社会の形成に関する各種事業【④】

[関連計画名(国・県・市)]

- 宿毛市地球温暖化対策実行計画(平成26～30年度)
- 高知県地球温暖化対策実行計画(平成23～32年度)

し尿処理対策

現況と課題

下水道汚泥を除くし尿、浄化槽汚泥、集落排水汚泥は、許可業者によって幡西衛生処理センターに運ばれて処理され、処理後の汚泥は、幡多クリーンセンターで助燃材として利用されています。

し尿は、浄化槽や公共下水道の普及とともに減少傾向にありますが、浄化槽汚泥については年々増加しており、引き続き適正処理に努める必要があります。

また、沖の島や鵜来島についても、平成24年度から、浄化槽汚泥およびし尿の収集が開始されたものの、その収集時期や運搬量が限られており、効率的な収集運搬方法の改善が必要です。

し尿・汚泥処理状況

区分 年度	収集人口(人)			し尿処理施設 投入量(kl)
	し尿	浄化槽	合計	
平成21年度	6,130	16,973	23,103	13,574
平成22年度	5,658	17,144	22,802	13,512
平成23年度	5,553	17,034	22,587	13,580
平成24年度	5,385	16,983	22,368	13,211
平成25年度	4,906	17,136	22,042	13,050

【宿毛市生活排水処理基本計画 3-2生活排水処理の状況、3-3幡西衛生処理組合搬入量】

基本方針

公共用水域の水質保全や快適な生活環境を保つため、引き続きし尿や汚泥の適正処理を行うとともに、公共下水道事業認可区域及び集落排水事業実施区域以外の地域における浄化槽の普及に努めます。

離島地域住民の生活環境向上のため、し尿処理体制の改善を図ります。

計 画

①浄化槽普及促進

浄化槽設置に対して補助を行い、浄化槽の普及促進に努めます。

②浄化槽の適正管理の充実

浄化槽が適正に管理されるよう、浄化槽設置者に対して啓発、指導を行います。

③離島における処理体制整備の推進

住民と話し合いを進めながら、効率的な沖の島・鵜来島のし尿処理体制の改善に努めます。

目 標 値

浄化槽・下水道処理人口比率（集落排水含む）（％）

	数 値
平成25年	60.4
平成30年	68.4
平成35年	76.2

【宿毛市生活排水処理基本計画 4-1生活排水処理人口の目標】

〔具体的事業・施策〕 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

●宿毛市浄化槽設置整備事業補助制度【①】

〔関連計画名（国・県・市）〕

●宿毛市生活排水処理基本計画（平成26～30年度）

●高知県離島振興計画（平成25～34年度）

ごみ処理対策

現況と課題

ごみの処理は、幡多広域で運営する一般廃棄物処理施設「幡多クリーンセンター」で溶融処理を行うとともに、リサイクルできるものについては、併設された「リサイクルプラザ」でリサイクルの推進に努めてきました。

近年のごみ発生量は減少傾向にあるとはいえ、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会システムが各地で自然破壊を引き起こしていることもあり、ごみを減量・再資源化することによって、環境にやさしい循環型社会へ転換していくことが必要となっています。

また、家電リサイクル法の施行に伴って廃家電製品の不法投棄が増加傾向にあるため、監視・指導体制を引き続き維持し、不適正処理の発生予防に努める必要があります。

そして、レアメタルなどの貴重な資源が多く含まれる携帯電話やデジタルカメラをはじめとする小型電子機器等（以下、「小型家電」という。）については、大半が粗大ごみ・溶融ごみとして、埋立・焼却処分されているため、回収し、リサイクルに努める必要があります。

ごみ処理状況		(単位:トン)		
区分 年度	溶融ごみ	資源ごみ	埋立ごみ	総排出量
平成21年度	7,302	570	768	8,640
平成22年度	7,144	540	1,075	8,759
平成23年度	7,378	492	589	8,459
平成24年度	7,387	490	562	8,439
平成25年度	7,280	455	937	8,672

【宿毛市一般廃棄物処理実施計画 2一般廃棄物の排出の状況】

基本方針

循環型社会の実現を目指し、市民・事業者・行政のそれぞれの責任を明確にし、Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再利用）の3R推進に努めます。平成27年度から、使用済小型家電のリサイクルシステムの構築を図り、資源の有効活用に努めます。

計 画

①3Rの啓発活動推進

家庭や事業所などに対し、ごみの減量・再資源化について効果的な啓発活動を行います。

②不適正処理の予防推進

野外焼却・不法投棄などの不適正処理の発生を予防するため、引き続き環境指導員などによる監視・指導を、関係機関と連携を密にして推進します。

③生ごみの堆肥化等による減量化の推進

生ごみ等の水切りの徹底や堆肥化などを推進し、ごみの減量化と今まで溶融処理されてきた生ごみの資源化を図ります。

④ごみ減量化の推進

廃棄物溶融量の減量化のため、ごみの分別回収、リサイクルを推進します。

目 標 値

ごみ(一般廃棄物)排出量の抑制 (単位:トン)

	年間排出量	区分	削減率
平成20年度	8,145	基準値	—
平成25年度	8,672	実績値	△6.5%
平成30年度	7,158	目標値	12.1%

【宿毛市一般廃棄物処理計画(ごみ処理基本計画)2-1-2】

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

●生ごみ処理機等購入に対する補助 【②、④】

[関連計画名(国・県・市)]

●宿毛市一般廃棄物処理計画(平成21年4月策定)

環境・景観保全

現況と課題

宿毛市は、温暖な気候と恵まれた自然環境を有しています。宿毛湾を中心とする周辺海域は水産漁業を支え、市面積の約8割を占める森林は、林産物の生産、水資源の涵養などといった地域住民の生活と深く関わっています。しかし、これらの生活と密着した自然環境は、近年の生活様式の変化や産業活動によって地球温暖化や廃棄物、身近な自然の破壊などといった問題が顕在化してきており、後世に豊かな自然を残し持続可能な社会づくりを行うためには、行政・事業者・市民が積極的に環境保全活動に取り組む必要があります。

基本方針

自然との共生が持続ができる社会づくりと、次世代に豊かな自然環境を引き継ぐため、適切な森林整備の促進、公園の維持・管理、環境保全活動やイベントの開催を推進します。



計 画

①環境保全活動の実施

市内全域を対象とした清掃活動や環境学習などの環境保全活動を行います。

特に宿毛湾については、美しい景観を有するとともに、豊かな水産資源の宝庫となっていることから、「里海」の概念を取り入れ、海と関わる人々・組織と連携して、ごみの発生抑制・回収などの保全活動に加え、藻場造成などの環境創造にも努めます。

②自然環境に配慮した森林整備を促進

自然環境に配慮した林業経営、森林整備を促進します。

③公園等の整備・維持管理の推進

人々が自然に親しみられあう憩いの場づくりのため、咸陽島公園や篠山、松田川など河川流域や海域周辺などの、自然環境・景観の保全に努め、公園や緑地の整備、維持管理を推進します。

④自然をテーマとしたイベント等の支援

豊かな自然をアピールするとともに自然環境の保全を呼びかけるため、フォトコンテストなどのイベントを支援します。

【具体的事業・施策】 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 市内排水路一斉清掃の実施【①】
- 宿毛市クリーンデーの実施【①、③】
- だるま夕日、宿毛の四季フォトコンテスト【④】
- 水産多面的機能発揮対策交付金事業【①、②】
- 森林整備・林業各種事業【②】

【関連計画名（国・県・市）】

- 宿毛市森林整備計画（平成 19～28 年度）
- 宿毛市地球温暖化対策実行計画（平成 26～30 年度）
- 高知県地球温暖化対策実行計画（平成 23～32 年度）

防災対策

現況と課題

近年、巨大震災や集中豪雨による土砂災害や堤防決壊による洪水災害などの大災害を目にすることが増えてきました。このような市民生活に大きな影響を及ぼす災害に対し、日頃から発生に備えて十分な安全対策を講じておく必要があります。

このため、本市では、改正された災害対策基本法に基づき『宿毛市地域防災計画』を改訂し、総合防災訓練の実施、危険箇所の改修及び地域住民の防災意識の高揚を図るための広報活動等、各種の災害対策事業を実施するとともに、近い将来、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震対策についても、住宅耐震改修助成事業やブロック塀の撤去・改修助成事業等の実施、津波避難道の整備などに取り組んでいます。

こうした中、自主防災組織については、南海トラフ地震をはじめとするあらゆる災害から市民の生命・財産を守るために最も重要であると考えており、本市においてもそれぞれの地域において、その組織の充実及び育成に努めています。

加えて、高齢者や障害者などの要配慮者を被災から守るための施策についても、災害情報の伝達体制や避難支援体制の整備に取り組んでいます。

平成27年度には、災害情報の伝達手段として、老朽化した防災行政無線を新たな防災情報伝達システムに移行し、現在沿岸部を中心に設置している屋外子局を平田・山奈・橋上地区等にも整備するとともに、スマートフォン・携帯電話にも火災等の災害情報を配信できるような体制を構築し、使用期限が迫っている消防団召集モーターサイレンにつきましても、あわせて再整備しました。

また、消防体制については、消防署と地区単位の消防団によって組織されています。消防署については消防技術の向上はもとより、救急活動の高度化に対応するため救急救命士をはじめとする救急隊員の資質向上にも努めています。

さらに、消防団については、津波による浸水地域の消防団詰所の高台移転をはじめとする施設の統合整備を進め、団員数の見直しと出動手当の創設など処遇改善及び装備品充実に努め、持続可能な体制の構築と機能強化を図ります。

今後も治水・治山対策の整備の促進や防災諸施設の整備、南海トラフ地震対策などの推進と各地域における自主防災組織の充実・育成に努め、市民の防災意識の高揚を図るとともに、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりに努めます。

基本方針

市民の生命と財産を守り、安全を確保するため、治水・治山対策や消防施設などの防災施設の整備をはじめ、組織の充実、南海トラフ地震対策、自主防災組織の充実・育成、要配慮者対策など防災対策の充実に努めます。

また、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関の技術の向上を図るため、総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織を中心とした地域の防災力の向上に努めます。

計 画

①防災対策基盤の整備推進

治水・治山対策や耐震性貯水槽の整備など防災対策基盤の整備を推進します。

②住宅耐震化対策等の推進

住宅耐震改修助成事業やブロック塀の撤去・改修助成事業などをはじめとする南海トラフ地震対策を推進します。

③高台（津波避難拠点）の整備

市街地近辺の高台を整備し、津波避難拠点の整備を推進します。

④自主防災組織の充実

自主防災組織の充実・育成を図ります。

⑤啓発活動、防災訓練の実施

防災意識の高揚や防災力の向上のため、防災知識の普及を図るとともに、防災訓練を実施します。

⑥防災・消防体制の強化

防災・消防体制の強化・充実を図ります。

⑦避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者の避難誘導や安否確認及び避難所等での生活支援を的確に行うための対策を行います。

⑧住宅用火災警報器の普及促進

消防法の改正により義務化された住宅用火災警報器の普及促進を図ります。

⑨避難所における緊急支援物資の確保

災害発生時における、水や食料等の確保・備蓄に努めます。

⑩災害時医療救護体制の確立

大規模災害発生時に、限られた医療資源を効果的に活用し、外部からの支援が迅速に受けられる体制を確立するため高知県、医師会等、関係機関との連携を推進します。

目 標 値

「自主防災組織」組織率(%)

	組織数	組織率(%)
平成22年	69	69
平成27年	94	98
平成31年	100	100

〔具体的事業・施策〕 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 治水・治山事業【①】
- 住宅耐震診断及び住宅耐震改修助成事業【②】
- ブロック塀等対策助成事業【②】
- 家具転倒防止等対策助成事業【②】
- 都市防災総合推進事業【③】
- 自主防災組織支援事業【④】
- 防災研修及び防災訓練実施【⑤】
- 消防団詰所・車両整備【⑥】
- 消防車等資機材整備【⑥】
- 救急救命士の養成【⑥】
- 避難行動要支援者名簿作成・更新【⑦】
- 住宅用火災警報器の普及促進【⑧】
- 避難所における水・食料備蓄【⑨】
- 医療従事者等災害救急研修会【⑩】

〔関連計画名（国・県・市）〕

- 高知県地域防災計画（平成26年度改訂）
- 高知県災害時医療救護計画（平成26年度改訂）
- 高知県第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23年度改訂）
- 宿毛市地域防災計画（平成26年度改訂）
- 宿毛市避難行動要支援者避難支援プラン（平成27年度策定）
- 宿毛市津波避難計画（平成26年度改訂）
- 宿毛市災害医療救護計画（平成24年度改訂）

火災発生状況

(単位: 件、千円)

区分 年次	建物		山林・原野		その他		総数	
	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額
平成23年	3	18,829	0	0	3	4,258	6	23,087
平成24年	8	20,636	1	6	0	0	9	20,642
平成25年	7	50,834	3	18	2	6,130	12	56,982
平成26年	4	403	2	609	4	2,685	10	3,697
平成27年	3	236,411	0	0	0	0	3	236,411

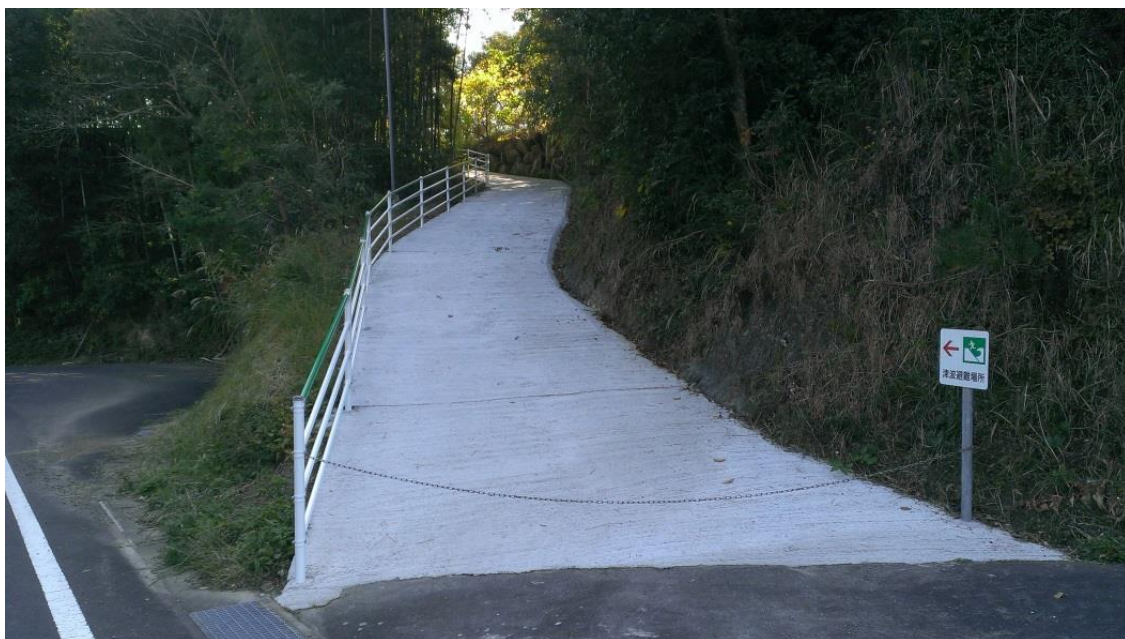
※平成27年は、平成27年5月末現在

木造住宅耐震診断等実施状況

(単位: 件)

区分 年度	診断	設計	改修
平成23年度	6	1	2
平成24年度	5	1	1
平成25年度	6	0	1
平成26年度	5	2	1
平成27年度	4	1	1

※平成27年度は、平成27年5月末現在



治水対策

現況と課題

本市は、一級河川中筋川、二級河川松田川などの豊かな水資源に恵まれ、各河川では魚捕り、水遊び、散策、ジョギングなどが行われています。中筋川では、蛍湖まつりが毎年実施され自然環境にマッチした市民に親しまれるイベントが定着し、松田川では河戸堰下流の河川敷にある親水公園が市民の憩いの場となっています。

しかしながら、毎年のように襲来する台風や豪雨により浸水被害を被ってきたため、中筋川、松田川にそれぞれ国、県によりダムが建設されています。松田川は坂本ダムにより近年は浸水被害は減少していますが、中筋川においては中筋川ダム完成後も国道などの道路や住家、農地が長時間冠水する多大な内水被害を頻繁に受け、経済的損害が発生しています。

このため、中筋川には横瀬川ダムの建設は不可欠であると考えられていて、他の河川も含めて、河川改修や河道掘削等の事業を推進していくことが必要となっています。

中筋川流域における過去の浸水被害状況

洪水発生			被害状況			国道56号通行止 (時間)
			浸水面積 (ha)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	
平成17年	9月	台風14号	547	19	48	25
平成19年	7月	台風4号	472	－	2	5
平成23年	10月	低気圧	312	2	1	7
平成26年	6月	低気圧	361	90	28	19
平成26年	8月	低気圧	410	－	5	12

出典：国土交通省 中筋川総合開発工事事務所及び宿毛市、四万十市による調査

基本方針

地域経済に大きな損害が発生する浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図るため、横瀬川ダムの建設を促進するとともに、治水と環境のバランスにも配慮した治水対策を促進します。

計 画

①一級河川中筋川の総合的な治水対策の推進

中筋川については、国土交通省などと連携し、横瀬川ダムの建設促進に向けた取り組みを強化し、流入河川を含めた河床掘削等の事業を推進します。

②二級河川改修事業推進

二級河川については、管理者である高知県と連携を強化し、河川改修事業や河床掘削等の事業を推進します。

③その他河川の安全度向上

治水安全度の向上のため、その他の河川についても、河道掘削等の事業を推進します。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 中筋川総合開発事業（国土交通省）【①】
- 中筋川広域河川改修事業（高知県）【①】
- 松田川広域河川改修事業（高知県）【②】
- 松田川地震高潮対策河川事業（高知県）【②】
- 与市明川総合流域防災事業（高知県）【②】
- 県単独河川整備事業【②】
- 市単独河川整備事業【③】

[関連計画名（国・県・市）]

- 渡川水系河川整備計画（国土交通省、平成27～57年度）



交通安全対策

現況と課題

車社会の進展に伴い、市民生活等の利便性が向上した反面、日常生活圏の拡大などによる影響で、自動車交通量が増大し、市民をとりまく交通環境は一層厳しくなっており、本市でも交通事故が後を絶たない状況にあります。

また、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の交通事故も今後ますます増えることが予想されます。

近年の交通事故は、安全意識や交通モラルに原因のあるものが多くなっていると考えられます。交通事故をゼロにすることは市民共通の目標であることから、交通安全に対する市民一人ひとりの意識改革や運転者、歩行者などの交通マナーの向上、高齢者交通事故防止対策、飲酒運転の根絶など、交通安全関係団体との連携を密にした交通安全対策や交通安全教育の普及徹底を推進する必要があります。

宿毛署管内交通事故発生状況

(単位：件、人)

区分 年次	発生件数		死者数		負傷者数	
		高齢者		高齢者		高齢者
平成23年	99	39	1	1	115	31
平成24年	87	36	3	2	96	3
平成25年	68	25	2	1	79	23
平成26年	66	31	3	3	81	23
平成27年	78	49	4	2	100	40

(「高知県交通白書」より)

基本方針

総合的な交通安全対策を図るため、交通安全教育による安全思想の普及徹底、高齢化社会や高速交通時代に対応した道路環境の整備を推進します。

計 画

①各種ソフト対策の実施

交通安全関係諸団体との連携を図り、高齢者、子どもなど、交通弱者の事故防止、シートベルト、チャイルドシートの着用の徹底、飲酒運転や信号無視、運転中の携帯電話使用の根絶などについて、街頭指導や交通安全教室をはじめとする各種交通安全対策事業の実施や、広報紙などを活用し、啓発を行うとともに、市民総ぐるみの運動として交通安全教育を推進します。

②道路環境の整備促進

交通安全施設など道路環境の整備を促進します。

③交通ルール等の周知・啓発

近年、自動車に加え、自転車等の軽車両による事故も発生している現状を踏まえ、道路交通法改正に伴う交通ルール等の変更点について、適宜、広報紙やホームページ等を通じて周知・啓発を行います。

目 標 値

交通死亡事故ゼロを目指す。

【具体的事業・施策】 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 交通安全事業・教育の実施 【①】
- カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設整備事業 【②】



防犯対策・消費者生活

現況と課題

犯罪のない安全・安心な暮らしは、市民共通の願いです。

しかしながら、各種犯罪の発生件数は、増減がありながらもほぼ横ばいで推移している状況であり、今後もその傾向は続くものと予想されます。

特に、最近では、犯罪の低年齢化が進み、少年非行防止などの犯罪防止運動を積極的に推進する必要があります。

また、電話による詐欺事件や不審者の出没など、高齢者や児童・生徒を狙った犯罪や消費生活上、様々なトラブルに見舞われる事態が発生しており、今後も関係機関が連携を深め、犯罪防止・被害防止に向けた活動を積極的に推進する必要があります。

宿毛署管内犯罪発生件数

(単位: 件数)

年度 \ 区分	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	総数
平成22年度	2	7	178	8	2	35	232
平成23年度	1	4	194	12	0	48	259
平成24年度	1	9	146	12	0	42	210
平成25年度	1	12	164	6	3	65	251
平成26年度	1	9	147	9	1	50	217

基本方針

安全・安心な市民生活の確保のため、関係機関及び市民・地域が一体となった、犯罪防止運動や防犯設備の整備などに努め、消費生活トラブル未然防止の取り組みを推進します。

計 画

①関係機関の組織強化

宿毛地区地域安全協議会など、関係機関の組織強化と充実を図ります。

②防災意識向上方策の推進

犯罪のない明るい社会を実現するため、広報紙等を活用し防犯意識の向上を図ります。

③犯罪防止運動の推進

宿毛地区暴力追放推進協議会、宿毛警察署、宿毛海上保安署等関係機関と連携し、暴力追放、少年非行防止、不審者対策、密航・密輸の防止など犯罪防止運動を積極的に推進します。

④防犯設備の整備推進

防犯灯などの防犯設備の整備を図ります。

⑤消費生活トラブルの未然防止体制の充実

消費生活に関するトラブルを未然に防ぐため、被害ケース・対処方法の紹介や注意喚起を広報媒体を用いて行うとともに、被害にあった方への迅速な対応として相談体制の充実を図ります。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 関係機関との連携による犯罪防止活動【①～③】
- 宿毛市防犯灯設置費補助制度【④】
- 消費生活の苦情や多重債務の相談窓口の充実【⑤】



土地利用・都市計画

現況と課題

本市は全般的に、山岳、丘陵地によって構成されており、篠山の主峰を頂点として東部と宿毛湾に向かって町並みが開け、宿毛湾には離島、沖の島・鵜来島を擁しています。総面積の約8割は森林で占められており、残りが農用地、道路、宅地などに利用されています。

一方、地価の動向については、宿毛市内全ての公示地点で下落傾向にあり、特に商業地域の下落幅は拡大しています。

地域の均衡ある発展と土地の有効利用を図るうえでも、地価の安定が重要となっています。

また、旧城下町に形成された中心市街地は、古くから都市機能が集積され、公共・商業施設・住宅が密集して立地していますが、土佐くろしお鉄道の開通により、中心市街地から駅周辺地区への店舗及び住居の移転が進行し、中心市街地の都市・商業機能の空洞化や都市人口の流出に歯止めが利かない状況となっています。

今後も中心市街地や宿毛駅周辺市街地の連携と均衡を保ちながら、活力と集客力の高い元気のあるまちづくりを進めていく必要があります。

平成27年度地目別面積

地目	面積(ha)	割合(%)
山林	14,910	65%
その他	5,347	23%
田	1,193	5%
畑	653	3%
宅地	468	2%
雑種地	249	1%
原野	132	1%
沼地	19	0%
牧場	1	0%
合計	22,972	100%

固定資産概要調書

基本方針

土地は、限られた資源であるとともに、日常の諸活動の基盤となるものであることから、自然環境の保全に配慮しつつ、公共の福祉や健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ることを基本理念として有効利用を促進します。

計 画

①農用地の保存の促進

農用地については、食料供給機能はもとより保水・洪水調整機能などの生活環境を守る観点からも、都市的土地利用との調整を十分に図りつつ適正な保存を推進します。

②森林の保全・整備の促進

森林については、自然環境の保全、災害防止などの公益的機能を持つとともに、緑地や景観機能により生活のゆとりと潤いをもたらすことから、広葉樹林の確保に十分留意しながら、人工林の整備を促進します。

③工業用地周辺環境整備の促進

工業用地については、近隣の居住環境や既存産業と調和のとれた生産環境の形成を目指し、工業用地周辺の環境整備を促進します。

④安全で快適な宅地環境整備の促進

宅地については、市民や企業の宅地需要に対応するとともに、安全で快適な居住環境を形成するため、公園の確保や道路の拡幅など居住環境の整備を促進します。

⑤公園整備及び緑地の保全の推進

公園と緑地については、自然環境の保全、多様化するスポーツ、レクリエーション活動や防災への対応などの観点から、公園の整備と緑地の保全を推進します。

⑥都市防災機能を有する街路整備

道路については、都市防災機能を考慮した街路整備を推進します。

⑦国土調査の推進

各種事業実施を円滑に進めていくため、土地の基本情報を整備する国土調査を推進します。



[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 社会資本整備総合交付金事業【⑧】
- 都市防災総合推進事業【④、⑦】
- 公立学校施設整備費国庫負担事業【④】
- 安心・安全な学校づくり交付金【④】
- 農地・水・環境保全向上対策事業【①、②】
- 中山間地域等直接支払制度【①、②】
- 森林整備地域活動支援交付金【②】
- 市有林整備事業【②】
- 地域林業総合支援事業【②】
- 国土調査事業【⑧】

[関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市都市計画マスタープラン（平成28年度以降策定予定）
- 宿毛農業振興地域整備計画（昭和44年以降）
- 宿毛市森林整備計画（平成19～28年度）
- 宿毛湾港港湾計画（平成14年度以降）
- 宿毛市産業振興促進計画（平成27～31年度）
- 幡多地域半島振興計画（平成27～36年度）



住宅環境

現況と課題

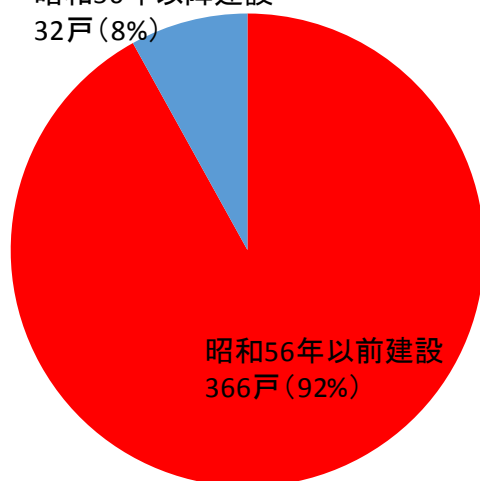
本市の住宅事情は、厳しい社会情勢の中、長引く景気の低迷により、平成8年度をピークに建築件数が大幅に減少しています。

住宅整備は、市民の生活向上の最も重要な施策の一つであることから、市営住宅と民間住宅との機能分担に努め、良好な居住環境の整備推進に取り組み、災害に備えた住環境整備事業を積極的に進める必要があります。

また、老朽化により危険になっている空き家住宅は、地域の居住環境を阻害しており、実態の把握及び除去の推進が必要となっています。

市営・改良住宅 建設時期別管理戸数

昭和56年以降建設
32戸(8%)



宿毛市公営住宅等再編計画 出典

基本方針

豊かで潤いのある生活実現のため、住宅供給に関する基本計画を立案し、市営住宅と民間住宅の機能分担に努めながら、災害に強い住宅及び住宅環境整備を推進します。

計 画

①住宅供給に関する基本計画立案及び推進

住宅の供給については、高齢者・障害者にも配慮した住宅の整備も含め、民間の住宅ストックや民間活力の利用及び、公営住宅等の建設、建て替えについては、再編計画に基づいた基本計画を立案し推進します。

②民間宅地開発への指導

住宅環境を魅力あるものとするため、民間宅地開発についても適切な指導に努めます。

③空き家除去の推進

空き家再生等推進事業を活用し、危険な空き家住宅の除去を推進します。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

●住宅供給に関する基本計画策定【①】

●社会資本整備総合交付金事業

ー内訳ー

- ・公営住宅等整備事業（建替）【①】
- ・公営住宅等ストック総合改善事業（修繕）【①】
- ・改良住宅建替事業（建替）【①】
- ・更新住宅整備事業（建替）【①】
- ・公的賃貸住宅ストック改善事業【①】
- ・空き家再生等推進事業【③】

[関連計画名（国・県・市）]

- 社会資本総合整備計画（地域住宅支援）（高知県、平成26～30年度）
- 宿毛市公営住宅等長寿命化計画（平成21～30年度）
- 宿毛市公営住宅等再編計画（平成26～30年度）



道路

現況と課題

道路は、社会、経済、生活の基盤として人の移動や物流を担う交通機関とまちづくりの骨格を成す重要な役割を担っています。地域産業の円滑な物流活動や市民の安全で快適な生活環境を確保するために、地域の実情に配慮しながら、災害に強い道路整備を目指し、計画的に整備促進を図る必要があります。

中でも「四国横断自動車道」の整備は、高速道路の延伸と共に、地産外商や交流人口の拡大など地域経済の好循環に繋がる取り組みの効果が始まっており、更なる効果と地方創生の実現に向け、「宿毛～内海間」の早期整備を促進する必要があります。

また、地域の主要幹線である国道・県道の整備促進にも努め、一般国道 56 号中村宿毛道路の早期完成を図る必要があります。

市道については劣化した路線が多く、特に橋梁については多くが高度経済成長期に建設されており、今後、修繕や架け替えに多大な費用がかかることが予想されます。このような状況を踏まえて、道路や橋梁を合理的かつ効率的に維持管理を行い、可能な限りコストの縮減に取り組むことが不可欠です。

道路整備の状況

区 分	路線数	実延長	改良済		舗装済	
			延 長	比 率	延 長	比 率
国 道	2	29,999m	29,999m	100.0%	29,999m	100.0%
県 道	9	79,534m	56,492m	71.0%	79,534m	100.0%
市 道	774	379,390m	198,458m	52.3%	353,624m	93.2%
合 計	785	488,923m	284,949m	58.3%	463,157m	94.7%

平成26年4月末現在

基本方針

地域産業の円滑な物流活動や、市民の安全で快適な生活環境を確保するために、高規格道路を含む道路の整備を促進し、市道については適切な維持管理を行い既存施設の延命化を推進します。

計 画

①四国横断自動車道整備促進

平成27年度より計画段階評価を進めるための調査に着手する「宿毛～内海間」について、宿毛湾港を利活用できるルートで事業化できるよう、積極的な取り組みを行い整備を促進します。

②一般国道、県道の整備促進

国道、県道については、管理者である国土交通省や高知県と連携を強化し、一般国道56号中村宿毛道路の早期完成や、自転車歩行者道の改良、県道の整備を促進します。

③市道の整備・延命化の推進

市道については、安全で快適な道路網の整備に努めるとともに、適切な維持管理を行い既存施設の延命化を推進します。

また橋梁については「宿毛市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、合理的かつ効率的に維持管理を行い、可能な限りコスト縮減を図りながら安全性、信頼性を確保します。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 一般国道56号中村宿毛道路整備事業（国土交通省）【①】
- 社会資本整備総合交付金事業【③】
- 市道新設改良事業【③】
- 市道維持管理事業【③】

[関連計画名（国・県・市）]

- 社会資本整備重点計画（国土交通省、平成24～28年度）
- 宿毛市橋梁長寿命化修繕計画（平成26年度）

港湾

現況と課題

宿毛湾港池島（新港）地区は、昭和61年6月の重要港湾指定以来、港湾施設整備が進められ、平成12年12月には大型岸壁や埠頭用地が暫定的に供用開始するとともに、平成13年度からは背後の宿毛湾港工業流通団地の分譲も開始されました。平成19年12月には、造船会社2社（1グループ）が進出し、両社で12haの用地を取得していますが、その後、企業誘致活動を行っているものの新たな企業誘致につながっていないため、より一層の誘致活動が求められています。

平成21年度には、池島地区第一防波堤が完成し、同年、池島地区第二防波堤の整備が開始され、静穏度が確保された円滑な港湾荷役が可能な港湾となることが期待されています。

港湾利用は、現在は貨物船の定期利用がないものの、大型旅客船の寄港が定着しています。平成21年度には貨物や客船旅客を受け入れる多目的交流施設「すくも84マリントーミナル」も整備しており、今後も、貨物船の定期利用や大型旅客船寄港拡大のため、一層のポートセールスが必要となっています。

また、港湾周辺における交流人口拡大のため、賑わいのあるみなとまちづくりの取り組みも求められています。

客船寄港数の推移

年度	隻数	年度	隻数	年度	隻数
平成11年度	4	平成17年度	4	平成23年度	0
平成12年度	2	平成18年度	4	平成24年度	1
平成13年度	3	平成19年度	4	平成25年度	2
平成14年度	1	平成20年度	4	平成26年度	2
平成15年度	2	平成21年度	3	平成27年度	1
平成16年度	5	平成22年度	2		

※平成21年度 台風によるクルーズのコース変更1、悪天候による抜港1あり

※平成22年度 東日本大震災によるクルーズ中止1あり

基本方針

池島（新港）地区においては、港内静穏度の確保された、安全な荷役のできる港湾とするため、第二防波堤の整備を促進します。

地域産業振興のため、貨物船や大型旅客船の寄港誘致、背後地への工業流通団地への誘致活動を推進します。

港湾周辺における交流人口拡大のため、みなとの環境を活用して、新鮮な魚介類の購入や海の幸を楽しめるフィッシャーマンズワーフの整備等を検討します。

計 画

①港湾施設の整備促進

国土交通省や県と連携しながら、第二防波堤の整備を促進します。

②宿毛湾港工業流通団地への企業誘致促進

宿毛湾港流通団地の造成計画 24ha のうち、現在 4.6ha が未造成、7.4ha が未分譲となっており、高知県とともに誘致活動を促進します。

③ポートセールスの推進

貨物船や大型旅客船の寄港誘致のポートセールスを推進します。客船誘致については、国内船に加え外国客船についても積極的に取り組みます。

④災害時復旧拠点機能整備の促進

大規模地震など災害時における復旧支援拠点としての整備と港湾の防災機能の充実を、高知県と連携を図りながら促進します。

⑤観光拠点、賑わい空間としての港づくりの推進

交流人口拡大のため、みなとの環境を活用して、新鮮な魚介類の購入や海の幸を楽しむフィッシャーマンズワーフの整備等を検討します。

目 標 値

客船寄港数(隻)

年度	隻数
平成22年	3
平成27年	1
平成32年	4

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 宿毛湾港池島地区防波堤整備事業（国土交通省）【①】
- 宿毛湾港周辺緑地整備事業（高知県）【①、③】
- 宿毛湾港耐震バース整備事業（高知県）【③】
- 各種宿毛湾港利活用促進事業【全般】
- クルーズ船舶等誘致促進事業【②】

[関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛湾港港湾計画（高知県、平成 14 年度以降）
- 高知県地域基本計画（企業立地法）（高知県、平成 25～29 年度）
- 高知県西部地域雇用開発計画（平成 25～28 年度）
- 宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27～31 年度）

公共交通

現況と課題

公共交通は、市民生活や交通弱者の移動手段として、また、地域の活性化を図る上でも重要な役割を担っているため、将来にわたって維持していくことが求められています。

○市営定期船（沖の島―片島航路）

市営定期船（沖の島―片島航路）は、本土と沖の島を結ぶ唯一の交通手段です。そのため、離島住民や観光客の交通手段としてだけでなく、生活必需品や新聞、郵便物なども当該航路で輸送しており、沖の島・鶴来島地区住民の生活を支えるための必要不可欠な航路となっています。

しかしながら、沖の島・鶴来島の人口減少は著しく、島民利用による利用者の増加は厳しい状況となっています。

○土佐くろしお鉄道

土佐くろしお鉄道は、地域の公共交通として通学などの日常活動や観光振興、地域産業、またCO2排出量削減などに重要な役割を果たしており、今後、高齢化社会の進展に伴って、その役割はさらに大きくなります。しかしながら、沿線人口の減少や移動手段の多様化などにより利用者が減少傾向にあり、経営状況は厳しく、鉄道の存続自体が危ぶまれる状況にあります。今後においても鉄道を存続させるためには、抜本的対策を講じていく必要があります。行政の財政支援はもとより、新たな利用促進の取り組みが求められています。

○バス路線

バス路線についても、鉄道と同様に地域人口の減少や移動手段の多様化などにより利用者の減少が続いているところであり、利用促進の取り組みが求められています。

また、バス路線が利用できない公共交通空白地域において、移動手段がないことにより、病院や買い物等に困っている方々が増えてきており、新たな移動手段の確保が求められています。

○宿毛佐伯航路（フェリー航路）

宿毛佐伯航路については、これまで燃料費の高騰や景気低迷の影響を受け、旅客数及び貨物量の減少傾向が続き、厳しい運営状況が続いています。本航路は、四国と九州を結ぶ海の国道として重要な航路であることから、航路維持のために利用促進の取り組みが求められています。

基本方針

市民生活や、地域活性化を図るために必要な公共交通機関の維持のため、関係機関、住民などと連携を図りながら、利用活性化の取り組みを推進するとともに、必要な財政支援や将来の公共交通体系を見据えた上での今後の公共交通のあり方について、関係機関とともに検討を進めます。

計 画

①市営定期船（沖の島一片島航路）の利用者増加策の推進

市営定期船（沖の島一片島航路）については、観光客等の交流人口拡大や離島住民に対する更なる割引に努めるなど、利用促進に取り組みます。

②鉄道、バスの利用者増加策の推進

鉄道、バスについては、利用者の増加を図るため、複数の交通体系で一体化した運行ダイヤ調整などでの利便性向上や、住民組織と一体となった取り組みなどを推進します。

③宿毛佐伯航路（フェリー航路）の支援

フェリー航路の存続を支援するための施策として、九州との地域間交流を推進するとともに、行政として幡多6カ市町村をはじめ、高知県、大分県、佐伯市と連携を図り、利用促進に取り組みます。

④公共交通空白地域における持続可能な公共交通体系の構築

公共交通再編調査により、公共交通空白地域の現状を明らかにし、実証運行なども行いながら、高齢者等の通院・買物といった異なる移動ニーズに対応した効率的で持続可能な公共交通体系の構築を目指します。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

●公共交通支援各種事業【全般】

[関連計画名（国・県・市）]

- 土佐くろしお鉄道中村線・宿毛線生活交通改善事業計画（平成 26～30 年度）
- 高知県地域間幹線系統確保維持計画（平成 28～30 年度）
- 高知県離島振興計画（平成 25～34 年度）
- 幡多地域定住自立圏共生ビジョン（平成 27～31 年度）

公共交通機関輸送量の推移

(単位:人、トン、台)

交通機関名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
宿毛市営定期船 (沖の島-片島航路)	旅客	20,474	16,493	16,082	17,938	17,408
	貨物	1,438	1,148	1,107	1,238	1,279
土佐くろしお鉄道 (中村・宿毛線)	旅客	752,422	721,568	681,762	679,359	640,529
宿毛フェリー	旅客	60,048	53,519	48,356	50,795	45,521
	バス	328	188	122	147	148
	トラック	5,340	5,539	4,979	5,256	4,909
	乗用車	15,742	14,686	13,666	14,311	12,735
	二輪自動車等	845	675	665	805	696
高知西南交通(バス)	旅客	106,836	134,145	131,262	134,236	136,741
宇和島自動車(バス)	旅客	156,529	177,783	166,342	161,553	149,384



上水道

現況と課題

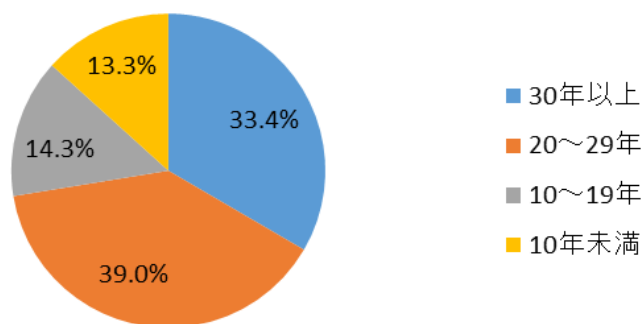
本市の水道施設は、松田川水系の良質で豊富な地下水など、恵まれた自然環境のもと、上水道施設2、簡易水道施設5、飲料水供給施設3の計10施設で水道水の安定供給を行っています。

現在、安全な水を安定的に供給するため、老朽化した管路施設の更新を進めており、また、その際には耐震管を使用していくことで管路の耐震化も同時に進めています。

今後も、水道施設の老朽化が進行していくことから、定期的に有収率を確認し、老朽管の更新を計画的に進めていく必要があります。

停電対策については、上水道施設にのみ自家発電装置を備えておりますが、他の簡易水道施設については設置されておらず、緊急時に運搬給水が困難なところについては、自家発電の設置も検討していく必要があります。

水道管の経過年数割合



水道施設の概要

内 容		計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	現在給水戸数(戸)	計画1日最大給水量(m3)	計画1日平均使用水量(m3)
水道施設						
上水	宿毛上水道	23,000	13,026	6,729	17,500	7,364
	東部広域簡易水道	10,000	4,927	2,370	6,919	3,301
簡水	小筑紫簡易水道	5,000	2,362	1,069	1,500	1,030
	北部簡易水道	1,000	620	356	320	305
	山北簡易水道	160	110	46	40	31
	沖の島簡易水道	210	164	170	105	58
	鶴来島簡易水道	101	44	33	34	16
飲供	小三原飲料水供給施設	65	34	14	20	10
	石原飲料水供給施設	82	43	21	25	14
	長浜飲料水供給施設	100	15	11	30	6
合 計		39,718	21,345	10,819	26,493	12,135

※ 平成27年8月末現在

基本方針

震災等の災害に強い水道施設の構築及び良質で安全な水の安定供給のため、計画的な整備・更新や水道施設の整備統合を推進します。

津波の想定地域外に水源地施設がある東部広域簡易水道を基幹に据えた非常時供給体制の構築を図ります。

計 画

①水道施設の計画的な整備促進

各水道施設の、計画的な整備更新を実施します。

②簡易水道の統合促進

簡易水道事業は、事業規模が小さいことから経営基盤が脆弱なため、上水道と一体的に運営することにより、効率的な経営体制の確立を図っていきます。

目 標 値

年 次	有収率(※)(%)
平成22年	76
平成27年	80
平成32年	85

※有収率：水源から取水した水量と、蛇口から出た水量の比率。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 老朽管更新事業【①】
- 簡易水道再編推進事業【②】

[関連計画名（国・県・市）]

- 簡易水道統合計画（平成21～28年度）

下水道

現況と課題

本市の下水道事業は、平成4年度から本格的な下水道整備に着手し、平成14年には「宿毛クリーンセンター」(汚水処理場)が供用開始され、生活環境の向上と公共水域の水質改善・維持に大きく貢献をしています。

一方で、公共下水道の基本計画を策定後25年が経過しており、近年の社会情勢及び総合的な観点から、現在の市の情勢に即した公共下水道全体計画の見直しを平成25年度に行いました。

人口の減少を踏まえ、計画汚水量の見直し(減)を行い、全体計画の変更と汚水処理の更なる効率化を図ることとしました。

今後の課題として、汚水処理の効率化・最適化を図るため、二ノ宮地区農業集落排水事業の公共下水道への編入検討や供用開始から13年を経過した汚水処理施設「宿毛クリーンセンター」の長寿命化計画の策定を行い、処理施設(機械機器類)の維持・更新費の軽減を図っていく必要があります。

また、雨水処理対策として平成26年度より取り組んでいる老朽化の顕著な宿毛ポンプ場(昭和56年完成)施設の長寿命化対策工事を引き続き行い、強降雨時、常に懸念される市街地の冠水被害を最小限にとどめるため、適切な施設の更新を行うとともに公共下水道や集落排水事業の経営の健全化を図るため、更なる加入促進と料金収納管理業務を積極的に行う必要があります。

基本方針

汚水対策については、引き続き公共下水道、集落排水事業施設の長寿命化に関する適正な施設更新を行うため、長寿命化計画の策定を行います。

併せて、ソフト面からは公共下水道への加入促進を図り、下水道接続による生活環境の改善、公共水域の保全及び都市生活環境の向上を図ります。

雨水対策としては、老朽化の進む宿毛ポンプ場の長寿命化(機器施設の更新等)を行い、大雨による浸水被害から市民の生命や財産を守ります。

計 画

①加入世帯増加策の推進

戸別訪問や加入促進キャンペーン(使用料優遇措置)のPRを行い、新規加入の促進に努めます。

②主要施設延命化の推進

雨水排水施設(宿毛ポンプ場)の長寿命化対策事業の導入による施設延命化を推進します。

汚水排水施設(宿毛クリーンセンター)の長寿命化計画を策定し、順次施設の更新を行います。

農業集落排水施設(二ノ宮地区)については、平成27年度より29年度の3ヶ年計画にて施設更新を行います。

漁業集落排水施設(大海地区)についても、長寿命化計画を策定し、維持・保全を行ってまいります。

目 標 値

	公共下水道 加入率(%)	農業集落排水事業 加入率(%)	漁業集落排水事業 加入率(%)
平成28年	61	65	58
平成30年	63	66	59
平成32年	65	67	60

※それぞれの加入率は過去実績に基づく想定値

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 宿毛市公共下水道宿毛ポンプ場長寿命化対策補助事業
(雨水排水施設 ポンプ6台・沈砂池5池・監視制御設備等 1.0 式)
- 農業集落排水事業(二ノ宮)機能強化対策補助事業

[関連計画名(国・県・市)]

- 宿毛市公共下水道全体計画(平成28～42年度)

公共下水道基本計画の概要

項 目		全体計画			事業計画 (事業認可区域)		
目標年次		平成20年			平成42年		
面積(ha)		424			420.1		
計画人口(人)		20,000			9,500		
基礎生活污水量(L/人・日)		280			230		
営業用水率(%)		40			45		
生活污水 量原単位 (L/人・日)	1人1日平均汚水量	280			230		
	1人1日最大汚水量	370			330		
	1人1日時間最大量	560			495		
計画 汚水量 (m ³ /日)	計画1日平均汚水量	5,600			2,185		
	計画1日最大汚水量	7,400			3,135		
	計画1日時間最大量	11,200			4,703		
工業団地 の 工業排水	日平均 (m ³ /日)	5,710			見込まない		
	日最大 (m ³ /日)	5,710			見込まない		
	時間最大 (m ³ /日)	11,420			見込まない		
総合 汚水量		家庭	工場	合計	家庭	工場	合計
	日平均 (m ³ /日)	8,800	5,710	14,510	4,100	－	4,100
	日最大 (m ³ /日)	11,400	5,710	17,110	5,500	－	5,500
	時間最大 (m ³ /日)	16,600	11,420	28,020	7,800	－	7,800
処理能力 (m ³ /日)		17,200 4,300×4池(1池既設)			8,600 4,300×2池(1池既設)		

* ニノ宮地区農業集落排水事業を将来統合した場合の処理区域面積約70haを含めた場合の計画面積





情報通信基盤

現況と課題

情報通信技術の進歩は日々進んでおり、本市においては、これまで、都市部との情報格差を是正するため第三セクター西南地域ネットワーク㈱（SWANTV）によるケーブルテレビ事業をはじめ、地上デジタル放送への対応や、ブロードバンドゼロ地域の解消、携帯基地局の整備等市民生活に直結した情報化施策の事業を推進しております。

これまでの取り組みにより、市内の大部分において、情報格差の是正が進んでおりますが、山間部等においては携帯電話やブロードバンド等の情報通信環境が十分ではない地域が残されています。

また、情報通信技術は、加速度を増して進歩していくことが想定され、今後も、情報通信における技術動向を注視しながら、時代に応じた市民ニーズを反映し、情報化施策を展開していく必要があります。

1 情報通信環境未整備地域

未整備地区名	世帯数	人口	サービス			
			同軸	光	無線	携帯
小筑紫町石原（舟ノ川）	9	18	×	×	×	×
小筑紫町都賀の川	17	30	○	○	×	×
橋上町京法	1	2	×	×	×	×
橋上町還住藪	7	13	×	×	×	×
橋上町楠山（奥下藤）	4	5	×	×	×	×
山奈町山田（一生原）	1	1	×	×	×	×
沖の島町母島	36	65	×	×	○	○
沖の島町母島（古屋野）	5	8	×	×	○	○
沖の島町弘瀬	55	94	×	×	○	○
沖の島町弘瀬（長浜）	8	16	×	×	○	○
沖の島町母島（久保浦）	3	4	×	×	○	○
沖の島町鶴来島	28	45	×	×	○	○
未整備地域の世帯数			157	157	39	39
未整備地域の人口			271	271	69	69

※住民基本台帳 平成27年7月1日現在

- ・宿毛市全体の世帯数：10,220
- ・宿毛市全体の人口：21,680

※サービスの内容

- ・同軸：同軸ケーブルによるCATV・インターネット
- ・光：光ファイバーケーブルによるCATV・インターネット
- ・無線：無線通信によるインターネット
- ・携帯：ドコモ、AU、ソフトバンクいずれかの携帯電話カバーエリア

2 テレビ難視聴対策工事実績

年度	地区名	組合名
平成16年度	宿毛市橋上町楠山地区	楠山共聴組合
平成16年度	宿毛市小筑紫町舟ノ川地区	舟ノ川共聴組合
平成16年度	宿毛市沖の島町古屋野地区	古屋野共聴組合
平成20年度	宿毛市橋上町日平地区	日平地区テレビ共聴組合
平成21年度	宿毛市橋上町楠山地区	楠山共聴組合
平成21年度	宿毛市小筑紫町舟ノ川地区	舟ノ川共聴組合
平成22年度	宿毛市沖の島町古屋野地区	古屋野共聴組合
平成22年度	宿毛市橋上町還住藪地区	還住藪テレビ組合
平成22年度	宿毛市橋上町おがえり地区	おがえり共聴組合

基本方針

今後も安定的に情報通信環境を市民の皆様にご利用いただくため、既存の情報通信環境の維持に努めるとともに、情報通信環境が十分でない地域においては、情報格差の是正に向けた検討を進めていきます。

また、情報通信技術の進歩により移り変わる市民ニーズに応えるため、最新の技術動向やサービス、各地の情報通信環境の利活用状況等の情報を収集するとともに、新たな情報化施策の検討を進めていきます。

計 画

①既存の情報通信環境の維持・管理

今後もインターネットや携帯電話等の情報通信環境を市民の皆様が安心して利用していただくとともに、災害対策、観光振興及び移住促進等の各種事業におけるWi-Fiステーションの設置や光ファイバー網の整備等に活用いただけるよう、既存の光ファイバー網、無線通信設備及び携帯基地局の安定的な維持・管理に努めます。

②情報格差の是正

情報通信環境が充分でない地域について、地域住民のニーズを踏まえたうえで、既存の情報通信環境にとらわれず、様々な角度から情報格差の是正に向けた検討を進めていきます。

③新たな情報化施策

情報通信技術の進歩により移り変わる市民ニーズに応えるため、情報通信に関する技術動向や情報通信環境を活用したサービス、各自治体での情報通信環境の利活用状況等の情報を国内外を問わず収集し、宿毛市における新たな情報化施策の検討を進めていきます。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 高知県移動通信用施設整備事業
- 地域情報通信基盤整備推進交付金事業
- 高知県テレビ難視聴対策事業費補助事業
- 無線システム普及支援事業費等補助事業
- 電波遮へい対策事業費等補助事業

[関連計画名（国・県・市）]

- 宿毛市地域情報化計画(平成21年度)
- 宿毛市テレトピア構想(平成13～18年度、毎年推進状況報告あり)
- 高知県離島振興計画（平成25～34年度）



公共施設

現況と課題

公共施設等の老朽化対策や耐震性の確保が大きな課題となっています。

建物については、施設が老朽化するなか、耐震性に問題のある施設もあり、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震での倒壊や、被災後の緊急避難場所となっている施設では、その機能の確保が必要となっています。

今後、長期的な視点をもって、公共施設の更新・統廃合・長寿命化対策等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するよう努めます。

平成26年度公共施設状況調査

市役所		学校	
本庁	1 箇所	小学校	9 校
支所・出張所	6 箇所	中学校	6 校
職員公舎	8 箇所	保育園	
児童館	3 箇所	市立保育園	10 園
隣保館	3 箇所	公園	
公民館	6 箇所	都市公園	9 箇所
図書館	1 箇所	その他	17 箇所
歴史館	1 箇所	住宅	
体育館	3 箇所	公営住宅	240 戸数
陸上競技場	1 箇所	改良住宅	166 戸数
野球場	1 箇所	単独住宅	73 戸数
診療所	2 箇所		
集会所	41 箇所		
特別養護老人ホーム	1 箇所		

基本方針

安全な公共施設の利用や災害発生時の災害復旧拠点の確保をするため、市財政状況とバランスを取りつつ、優先順位の高い施設から順次整備を図っていくとともに、老朽化状況の把握と、低コストでの対策検討を進めていきます。

計 画

①公共施設等総合管理計画の策定

公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現するために計画を策定します。

②優先順位の高い施設の老朽化対策・耐震化の実施

利用上や安全性に問題のある施設については、早急に対策を講じます。

③優先順位付けと老朽化対策工法の検討

老朽化状況の把握と、低コストでの老朽化対策工法の検討を進めます。

④地元産材の活用推進

公共施設の整備・再建にあたっては、地元産材の活用に努めます。

⑤公共施設の高台移転

浸水エリア内にある公共施設の高台移設に向けて努めます。

[関連計画名（国・県・市）]

- 公共施設等総合管理計画（平成 28 年度策定予定）



市民参加・広報

現況と課題

地域づくり、まちづくりは、住民が主体的に参加し、行政と協働のもとに進めていく必要があります。

現在は、各地域で市民が主体となって実践されている集落活動等や商店街の振興の取り組みに対しての支援をはじめ、広報紙などを通じた情報提供や各種相談窓口を設置しています。

公正で開かれた市政並びに、市民の創意と意思が反映された地域づくり、まちづくりに取り組むためには、行政が持ち得る情報について、積極的に市民に提供し、市民と行政の信頼関係を確立する必要があります。

基本方針

市民と行政の協働によるまちづくりや、開かれた市政を推進するため、「広報すくも」やホームページ、ケーブルテレビ、ソーシャルネットワーク（フェイスブック等）の活用、「市民の窓」の設置などにより、情報公開・個人情報保護制度に配慮しながら、広報広聴活動や情報の充実を図り、積極的な提供を推進します。



計 画

①広報広聴体制の充実

「広報すくも」やホームページ、ケーブルテレビの行政チャンネル、ソーシャルネットワーク（フェイスブック等）などの情報媒体の活用などによりわかりやすい行政情報の提供に努めるとともに、「市民の窓」の設置やパブリックコメント制度の積極的な導入による広報広聴体制の充実を推進します。

②情報公開・個人情報保護制度の遵守

開かれたまちづくり・市政のため、市民と行政が行政情報を共有できるよう、情報公開・個人情報保護制度を遵守し、情報提供を推進します。

③市民活動等の支援

各地区で市民が主体となって実践している集落活動等や商店街の振興の取り組みを支援します。

【具体的事業・施策】 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 「広報すくも」の発行【①】
- 市役所ホームページ整備・運営【①】
- ケーブルテレビによる行政番組の発信【①】
- ソーシャルネットワーク（フェイスブック等）の活用による情報発信【①】
- 「市民の窓」の設置【①】
- パブリックコメント制度の導入
- 条例・施行規則に基づいた積極的な行政情報や本人への個人情報の公開及び毎年度、「広報すくも」に開示状況の公表【②】

行財政運営

現況と課題

本市では、「宿毛市行政改革大綱」及び「改革プラン」を策定し、事務事業の見直しや組織・機構の見直しをはじめ、業務の民間委託など、簡素で効率的な行財政運営と市民サービスの向上を目指し、鋭意取り組みを進めてきました。

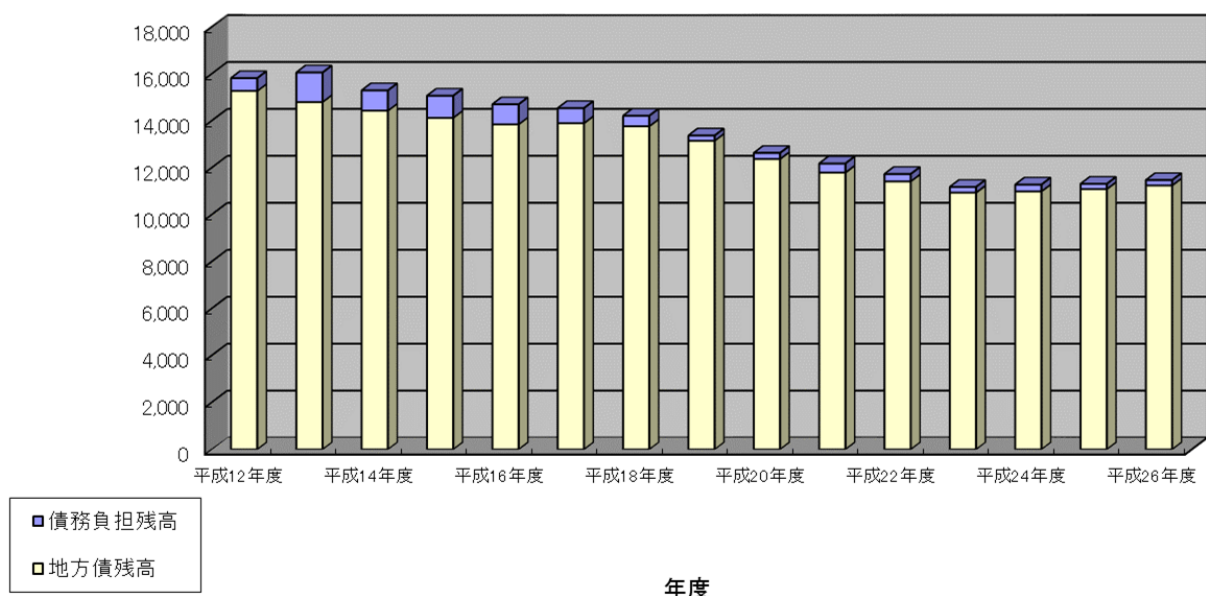
しかしながら、本市の行財政を取り巻く情勢は依然として厳しい状況が続いており、一方で、少子高齢化の到来や市民の価値観の多様化により、新たな行政需要への対応が求められるとともに、地方分権の進展に伴い、「自己決定」、「自己責任」による経営能力も求められています。

こうした現状を踏まえ、今後においても、健全財政を維持しながら市民サービスの向上を図っていくためには、民間の経営感覚を積極的に取り入れる中で、指定管理者制度の活用や業務の民間委託などを積極的に推進し、引き続き、行政のスリム化に努めるとともに、事務事業の執行にあたっては、優先度や必要性等を見極めながら、歳出の削減や自主財源の確保等にも努め、更なる行財政改革を推進する必要があります。

また、健全な財政運営を維持していくためにも、公会計の整備にも取り組む必要があります。地方公共団体において財務書類を作成することにより、有用な情報をわかりやすく開示することで説明責任を履行し、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することでマネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図っていきます。

金額
(単位:百万円)

地方債等残高



基本方針

より一層の効率的な行財政運営のため、「宿毛市行政改革大綱」及びその実施計画である「改革プラン」の実施に努め、職員の資質向上も図りながら、市役所組織の合理化や民間委託を推進します。

計 画

①「PDCA」サイクルに基づく効率的な事業実施の推進

計画（Plan）⇒実施（Do）⇒評価（Check）⇒見直し（Action）のサイクルに基づき、事務事業を見直し、的確な優先順位付けを行いながら、効率的、効果的な事業の実施を推進します。

②組織の合理化の推進

市民サービスの向上と事務事業の円滑な遂行のため、簡素で効率的な組織・機構の構築を推進します。

③公社業務の見直し

清掃公社については、組織、業務内容について常に見直しを行います。

④民間委託の推進

行政と民間が競合している分野や民間でも可能な業務については、指定管理者制度の活用等、積極的に民間委託を推進します。

⑤第三セクターへの指導充実

地域振興等を目的に行政と企業が共同出資をして設立した第三セクターについては、経営基盤の安定化に向けて必要な指導を行います。

⑥職員の定員管理と職員配置

事務事業の合理化や組織機構の見直しに対応した適正な定員管理と、行政需要に応じた職員の確保に努め、効果的に職員を配置します。

⑦職員の資質向上

職員の政策形成能力、法務能力、財政経営能力、渉外交渉能力の向上のための研修の充実や自己啓発活動を推進し、資質の向上に努めます。

⑧人事評価制度の確立

職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握・評価し、人材育成、職員配置、給与などに反映するため、客観的で公平性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度の確立を進めます。

⑨財政の健全化

分権型社会の中で、自立した行財政運営を確立するため、経費全般にわたる徹底的な見直しや自主財源の確保に努めるなど、財政の健全化を図ります。

⑩市民主体の市政運営

市民サービスの向上と市民が行政や地域社会へ参画できる市政運営のため、情報化の推進と積極的な情報公開に努めます。

〔具体的事業・施策〕 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 当初予算編成時の事務事業の見直し【①、⑨】
- 適切な組織・機構の改編【②】
- 社会体育施設の指定管理者制度の導入の検討【④】
- 特別養護老人ホームの指定管理者制度の導入【④】
- 適正な職員配置及び定員管理の適正化【②、⑥】
- 職員研修実施【⑦】
- 人事評価制度の実施【⑧】
- 事業、事務経費の見直し【①、③、④、⑨】
- 補助金制度の有効活用【⑤、⑨】
- 各種納付金の徴収率の向上【⑨】
- 新地方公会計制度の導入【⑨、⑩】

〔関連計画名（国・県・市）〕

- 宿毛市行政改革大綱、改革プラン（平成28年度以降）



広域行政・関係機関連携

現況と課題

社会情勢の進展等により、これまでの単独の自治体による行政サービスは、変換期を迎えてきており、本市においても下記の事業について一部事務組合において行政サービスを広域で取り組んでいます。

また、平成22年には宿毛市と四万十市で、国の定住自立圏構想に基づく中心市宣言を行い、周辺市町村（土佐清水市、大月町、黒潮町、三原村）と協定書を締結し、「定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。この協定により一層の広域連携が強まり、医療、観光等、様々な広域での取り組み行っています。

地方分権の推進等における地方自治体を取り巻く環境の変化に対応していくため、今後も他市町村と連携しながら市民サービスの向上を目指していきます。

宿毛市の関係する一部事務組合の一覧

組合名	処理する事務
幡多広域市町村圏事務組合	市町村税等の徴収及び滞納整理に関する事務、廃棄物処理施設の管理運営など
高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町 篠山小中学校組合	篠山小学校、篠山中学校の教育事務
幡多西部消防組合	消防事務、し尿処理施設の設置、管理、運営
高知縣市町村総合事務組合	非常勤消防団員の公務災害時の事務など

基本方針

地方分権の流れの中で、各市町村の独自性を発揮しなければならない分野と広域で統一的に行える分野とに選別し、より効率的な行政サービスの実現のため、広域行政の取り組みを推進し、広域圏の総合的な発展を視野にいれ、連携した地域づくりに努めます。

計 画

①関連ビジョン・計画に沿った事業推進

高知県西南地方拠点都市地域基本計画、定住自立圏共生ビジョン等に沿った事業を推進します。

②関係機関との密接な連携

必要に応じて、国や県、大学などの研究機関、各種NPOなどの関係機関とも密接に連携し、総合的な地域の発展を推進します。

[具体的事業・施策] 【○数字は計画の箇条書きとの関連性を示す】

- 各「一部事務組合」関係事業【①】

[関連計画名（国・県・市）]

- 高知県西南地方拠点都市地域基本計画（平成20～30年度）
- 定住自立圏共生ビジョン（平成27～31年度）



宿毛市振興計画（基本計画）策定の経過

平成 27 年 11 月 4 日	第 1 回宿毛市総合開発計画基本構想策定委員会
平成 27 年 11 月 11 日	第 2 回宿毛市総合開発計画基本構想策定委員会
平成 28 年 1 月 18 日	宿毛市振興計画「基本計画」原案の市長・関係課長協議
平成 28 年 2 月 17 日	宿毛市政策審議会（諮問）（答申）

計画期間 平成 28 年～平成 32 年

宿毛市政策審議会委員

所 属	氏 名
宿毛商工会議所 会頭	田村 章
すくも湾漁業協同組合 代表理事組合長	浦尻 和伸
高知はた農業協同組合宿毛支所 支所長	山下 正倫
宿毛市森林組合 代表理事組合長	江口 文夫
宿毛市社会福祉協議会 会長	大塚 勉
国土交通省四国地方整備局 中筋川総合開発工事事務所 所長	林 良範
高知県産業振興推進部 地域産業振興監	前田 和彦
高知県立宿毛工業高等学校 校長	橋本 浩
四国銀行宿毛支店 支店長	小松 清
西南地域ネットワーク(株) 代表取締役社長	仁井田 昭文
宿毛地区労働組合協議会 議長	田中 博幸
宿毛市地区長連合会 会長	大倉 幸男
宿毛市連合婦人会 会長	高倉 真弓
公益社団法人宿毛青年会議所 理事長	野村 周作
一般社団法人宿毛市観光協会 会長	秋澤 誠

宿毛市振興計画

- 基本計画 -

人が輝き、

自然がほほえむ元気都市 “すくも”

■発行／高知県宿毛市

〒788-8686 高知県宿毛市桜町2番1号

TEL (0880) 63-1111 FAX (0880-63-0174)

■発行日／平成28年4月